井上期条約改正交渉と知的財産権(下)

問題提起と合意形成

条約改正草案への組込

欧米諸国の姿勢 商標条例に対する欧米諸国の反応

井上覚書と仏の反発

(二) 欧米諸国の反応

明治十三年井上案の作成

井上交渉の開始 はじめに

(一) 予備会議の開催 問題提起と日本の姿勢

外国商標偽造事件に対する日本の姿勢

外国人適用問題に対する井上の姿勢 パリ条約、ベルヌ条約に対する日本の姿勢

日英仏の攻防と明治十八年四月井上案

四

五 条約改正会議 <u>F</u>. 外国商標偽造事件の局地化

(一) 明治十九年五月井上案

英独案の提出と「通商及航海条約草案」の作成

パリ条約、ベルヌ条約加盟要求

(以上、八十九卷五号)

六 おわりに

以上、 本号)

31

圌

聡

史

四 条約改正草案への組込

(一) 欧米諸国の姿勢

れることになり、その中で知的財産権の保護については以下のような姿勢が示されることになった。 条約改正交渉に関する今後の方針について覚書を提示してきたが、知的財産権の保護については言及することは 定又は別協定において取り決めたい旨を表明することになった。これまで、イギリス、ドイツ、フランス等も 予備会議終了後、 明治十六(一八八三)年七月、ベルギーは、著作権、 欧米諸国の間では、 日本との条約改正交渉に関する今後の方針について互いに意見が交わさ 商標、意匠、 特許の保護について、

なかった。しかし、ベルギーが言及するようになると、次第に各国においても取り上げられるようになった。

には、 協定に設けることに反対する姿勢を示した。(『) の保護に関する規定が貿易協定に加えられるならば、協定の締結が過度に遅延してしまうとして、この規定を同 税関等の問題と同様に、 玉 則、 同年十二月、 同英外相は、 庫規則 専売免許及ヒ発明ヲ保護スル問題モ亦速ニ決定スヘシ」と、商標、特許の保護に関する問題についても、(エロ)、規則(中略)ニ関シハテ英政府ノ意見ハ之ヲ日本人幷ニ外国人ノ委員ニ付シ成ル丈速ニ之ヲ定ムヘシ外 今度はグランヴィル(2nd Earl of Granville, George)英外相が覚書を提示し、「税関規則 商標等の保護に関する問題について、機会があればいつでも協議する用意はあるが、 速やかに協議を開始し、決定すべきであると表明した。翌明治十七(一八八四)年一月 商標等 貿易規

ヴィル英外相は、 て日本と欧米諸国との間で大筋合意していた、関税の引き上げ等について規定した草案のことである。 ここで、ベルギーやグランヴィル英外相が言う「貿易協定」(Commercial Convention)とは、(空) 問題の早期解決が図れないとして、この貿易協定案に商標等の保護に関する規定を設けること 予備会議におい

点を指摘した。この当時、

著作権、特許等に関して問題が生じ、

ていた日本と欧米諸国双方にとって、

に反対し、この貿易協定案に関する交渉とは別に、商標等の保護に関する交渉を行いたいという姿勢を表明した。 日本との今後の交渉方針について、互いに意見を交わしていた欧米諸国に対して、 商標等の保護に

関する規定をこの貿易協定に組み込まないよう、牽制したのであった。

たが、こうした姿勢に変更はなかった。(図) 交渉の早期開始に意欲を見せた。尚、 特許の保護については、 リ併シ我英国公使へハ適当ノ時機生スルニ従ヒ何時ニモ右ノ問題ヲ討議シ得へキ権ヲ委任シ置ケリ」と、 見ハ若シ貿易条約中ニ於テ右等ノ箇条ヲ加設セントセハ之カ為メ該条約締結ノ期非常ニ遷延スベシト思惟スルナ 使は、井上に対して覚書を提示した。同英公使は、「専売免許、商標、並発明ヲ保護スル問題ニ関シ英政府ノ意 同年四月、パークス前英公使に代わって新たに就任することになったプランケット(Francis Plunkett) 問題の早期解決のため、別交渉を行いたいとする先のグランヴィル英外相の姿勢を伝え 同英公使は、 同年五月にも覚書(五月覚書)を井上に提出することになっ 新英公

このため、著作権の保護について、日本とイギリスとの間で合意したとしても、その合意を最恵国待遇規定に基 場を主張していた。しかし、この当時、 となっていたからである。イギリスは、最恵国待遇について、即時且つ無条件に適用されるべきであるとする立 づいて、 ここにおいて、グランヴィル英外相は、 日本とアメリカとの間に、 即時且つ無条件に適用することができなかったのである。 アメリカでは日本人(外国人)に対して著作権が認められていなかった。 著作権の保護は強く要求しないことになった。最恵国待遇規定が障害 最恵国待遇と著作

権の保護との関係については、森有礼駐英公使が、現在の最恵国待遇が新条約においても継続される場合は、

33

欧米諸国の間において知的財産権法制度が異なっていたことが、条約改正交渉を行っ

欧米諸国との間で新たな協定を締結することができないと、その

問

少なからず障害となっていたのであった。

を複雑にすることはドイツの利益にならない」と、商標等の保護に関する交渉を条約改正交渉において行うこと(図) なった。これは、 交渉については十分には準備が整っていないため、後に譲るものとし、他の交渉を優先するよう指示することに 準備ノ整ワサル事件即チ商標幷ニ専売特許ノ如キハ更ラニ他日ニ譲ルヲ可トス」と、商標、特許の保護に関する(宮) 要と考えられていた事項に関する交渉を優先させるため、商標等の保護については、条約改正後に別交渉を行い 問題を複雑化させてしまうとして、消極的な姿勢を示していたためであった。この結果、 独外務省が、「商標保護に関する問題を条約改正交渉に組み込むことによって、条約改正交渉 ドイツは、

渉を優先するよう指示し、ドイツと同様の姿勢を示すことになった。 ビンガム米公使に対して、商標等の保護に関する問題は、細目であるため、条約改正後に別交渉を行い、 また、アメリカでは、 同年六月、フリーリングハイゼン(Frederick Theodore Frelinghuysen)米国務長官が、 他の交

たいという姿勢を示すことになった。

解決を図るため、 保護について、特約の早期締結を要求することになる。イギリスと同様、 定シ此等ノ物品ヲ保護スル 標、工業上ノ計画及雛形、 同年七月、シエンキエウィッツ(Joseph Adam Sienkiewicz)仏公使は覚書を提示し、「仏国政府ハ 別交渉を行い、特約の締結を図りたいという姿勢を示すことになった。 商名其他意匠若クハ美術ヨリ成立チタル物品ヲ保護センカ為メニ可成的速ニ特約ヲ制 ノ確証ヲ設ケラレン事ヲ切望ス」と、商標、 (B) 意匠、「美術ヨリ成立シタル物品」等の 商標等の保護については、 製造 問題の早期 商

に関する問題を重視する立場から、先に別交渉を行うことで、 条約改正交渉とは別交渉にしたいという姿勢で一致していたのであった。とりわけ、 問題の早期解決を図りたいという姿勢を示し、非 英仏両国は、 商標等の保護

英仏独米の各国とも、交渉の優先度に差異が見られたものの、いずれも商標等の保護に関しては

方、ドイツでは、同年四月、デーンホフ(Otto von Dönhoff)独公使に対して訓令が発せられ、「未夕充分ニ

のであった

常に近い位置にあった。したがって、先の予備会議における井上の姿勢を含めて考慮すると、この時点において、 商標等の保護に関する交渉は、条約改正交渉とは別に行われる可能性が高かったといえよう。

(二) 商標条例に対する欧米諸国の反応

布告されることになった。商標条例である。

明治十七(一八八四)年六月、日本国内において、欧米諸国から関心が寄せられることになった一つの法令が

商標、 を保護するための具体的な方法についても意見を求めることになった。同英公使は、グランヴィル英外相から、(図) 英国公使館法律顧問に対して検討を依頼すると共に、現在の領事裁判制度が存続した場合を前提に、今後英商標 同英公使は、当時英国公使館から高い評価を受けていたカークウッド(William Montague Hammett Kirkwood) ランケット英公使に対して、同条例が外国人にも適用されるのか否かについて問い合せがなされることになった。 (図) これに最も敏感に反応することになったのはイギリスであった。早速、英社(Messrs. Cocking & Co.)からプ 特許の保護に関する交渉の開始時期についても判断が委ねられていたため、これを機に検討しようとした

限り、 なった。同法律顧問は、商標条例が外国人にも適用される可能性は低いと考えていたが、この機会を利用して. (選) は否定した。当該英社に対しては、公使としての立場上、法律的な助言を与えることは難しく、不当であると思 われる理由で日本政府から出願が認められない場合は、改めて対応を検討したい旨を伝えるよう提言することに カークウッド法律顧問は、具体的な交渉方針については暫く留保したものの、イギリス人が特別に同意しない 同条例がイギリス人にも適用される可能性や、同条例によって外国人の出願が認められる可能性について

度当該英社に出願させることによって、

日本政府の出方を探ることを提案したのであった。

図 1 と偽造商標(下) 原商標 (H)

0

提案もあって、

当該英社に対して一

度

出

願

派を行

0

が 府

-条例の適用を望んでいたことや、

カー

・クウッド

顧

から 同

拒否されることは織り込み済みであったが、

当

カークウッド法律顧問の返答から、

出願したとしても日本政

合せをするよう返答することになった。 ると思われる理由で拒否された場合は、

てみるよう助言したのであった。

また、





両会社商標贋造 -類第四項第十五号)

して、

方、

同条例に規定された手続きに従っ

て出願し、不当であ 再度英公使まで問 同英公使としては

同条例の外国人への適用可否については明言を避ける

条例が外国人にも適用されるか否かは

同年七月、プランケット英公使は、

という文字等が若干不鮮明であること以外、 止めるよう求めることになった。 が偽造しているとして、 していたため、 ていたため、今回は偽造行為を止めさせることだけを求めることにしたが、先述の商標出願の件とを合わせ年の英商標偽造事件もあって、日本の刑法には外国商標偽造に関する明文規定が存在していないことを承 同月、プランケット英公使は、 日本政府に対して、 確かに、 别 の英社 図1のように、当該商標と偽造商標との間には、"Curcier & Adet" 特に異なる点は見受けらない。 「向後ニ於テ決シテ致ス間敷様御差止 (Messrs. Lane, Crawford & Co.) が扱う葡萄 同英公使は、 ジ相 成べ 出願の件とを合わせて 先の明治十六(一八八 ク^[38] 酒 0 商 偽造行為を 標を日 本人

あ プランケット英公使は、 商標等の保護に関する交渉については、 カークウッド法律 上顧問 から今後の 商標条例がどのように運用されるの 方針に関する提 言書も未だ届 かを見極めるまで、暫く 行ら n てい

日

「本政府の出方を探ることにしたのである。

当該英社に対して、

同

「相当微妙」であると

があるという提言をしていた。

交渉の即時開始を主張するフランスを制止すると共に、「適切な時期」に交渉を開始したいとして、 見合わせることが賢明である」という判断を下すことになる。後述する同月末の日英仏独による非公式会合では「巠)

使は、 標保護に関する協定を締結することが期待されています」と、独外務省に対して、従来の交渉方針を見直す必要(ધ) 相互保護を認め、 は問題があるという評価も下していた。 約改正後に別交渉を行うとする従来の交渉方針の見直しを求める動きが見られるようになっていた。デーンホフ ず、対応してきたことについては評価してきた。しかし、商標条例の布告を受けて、商標等の保護について、条(⑫) 開始に慎重な姿勢を示し、フランスとは距離を置き始めることになった。 「日本人の商工業者のみを対象としている」として、冷静に受け止めていた。その一方で、同条例の罰則規定に独公使は、井上から事前に、商標条例は外国人に適用することを想定していない旨の説明を受けていたため、 また、ドイツは、これまで井上が外国商標偽造事件に対して、刑法に明確規定が存在していないにもかかわら 同条例では十分な保護が確保されないとして、「日本との間で現在行われている条約改正を利用して、 日本における商標保護の問題を早期に解決するという可能性も検討していた。 同独公使は、 商標条例の内容次第では、 同条例に基づいて日 同条例の罰則規定に しかし、 交渉の早期 **独間** 同 0) 治商標

渉方針の見直しを求める意見が高まっていくことになる。 く見合わせるべきであるとして、 従前同様、 商標等の保護に関する協定は条約改正後に締結すべきであり、これに関する交渉は暫 デーンホフ独公使の提言を受け入れることはなかったが、 これ以降、 従来の交

米公使から高く評価されていたが、(48) アメリカでは、 商標条例は日本との商取引においてアメリカ人に利益であることは疑いないとして、ビン 明治十八(一八八五)年七月にハバード(Richard Bennett Hubbard)米公使

が新たに就任すると、この評価に変化が生じることになった。

同米公使は、

同年十一月、

井上に同条例がアメリ

・ガム

については、

井上から、

外国人には適用されない旨を伝えられていた。このため、

商標条例についても、

しかし、

既に専売特許条例

右のように同米公使の不満を更に募らせることになった。

許条例と同様の回答が示されたことは、

律に基づいて当該アメリカ人に罰則が科せられることは当然であるとも考えていた。 になっていた。同米公使は、「日本人は非常に器用であるため、 カ人にも適用されるかについて問い合せを行った際、(層) いる」と不満を抱いていた。また、居留地においてアメリカ人が日本人の商標や特許を侵害した場合、 「日本政府は見返りがないために外国人の商標登録を一切認めようとしていない」として、強い不満を抱くよう「日本政府は見返りがないために外国人の商標登録を一切認めようとしていない」として、強い不満を抱くよう 井上から外国人に適用することは難しいと伝えられると、 日本でのアメリカの貿易がほぼ壊滅させられて 米国

を余儀なくされている」と、 所では妥当な判決を期待することはできない。 勢に失望すら抱くようになっていた。この結果、 作成された商標条例案が、「緊急法案の対象とされなかっただけでなく、十分に検討すらされないようである 制度を整備しようとしていないとして、 とする余り、 る」という井上の フランスは、 直ちに制定される見込みがないことが判明すると、 ´ランスでは、 居留地の現状に対する危機感を抱いていたこともあって、同条例によって、 法案を真剣に作成するとは到底思えず、我々の正当な要求に応えようとしていない」と、直ちに法 日本の工業所有権法制度について問い合わせを行う等、 商標条例に対して失望が広がると共に、 回答に対して、 同条例も外国人を排斥するために制定されたものと考えられ、 商標条例に過剰な期待を示すことはなかった。 トリクー 日本政府に不信感と苛立ちを募らせていた。そして、農商務省によって (Arthur Tricou) 仏公使は、「日本政府は、 (中略) 同仏代理公使は、「商標条例が成立したとしても、 日本政府首脳は、 カステル(de Viel-Castel)仏代理公使は、 新たな脅威として受け止められることになった。 関心を寄せていた。しかし、「対応中であ 個人的な資産を増やすために独占を進 むしろ、 横浜の居留地での活動 更に外国人が排斥されてし 日本政府に対する根 偽造を過剰に保護しよう 日本政府の姿 日 本 は縮 0 小

まうのではないかとして、警戒感を強めることになった。

よって、それ以前に示していた商標保護に関する自国の交渉方針について、見直すきっかけを与えられたといえ るとした従来方針を見直すべきであるという意見も見られるようになっていた。欧米諸国は、 例が外国人に適用されないことが次第に判明すると、同条例に対する評価を見直す動きや、条約改正後に交渉す 置き始めることになった。一方、ドイツ、アメリカ、フランスでは、当初商標条例に期待を寄せていたが、 め、商標保護に関する交渉の早期開始について、積極姿勢から慎重姿勢に変化を見せ始め、フランスとの距離を にも適用されることに期待を抱いていた。とりわけイギリスは、実際にどのように運用されるのかを見極めるた とになった。欧米諸国の法律に則しているとして、同条例を全面的に評価しているわけではなかったが、外国人(հ)) このように、英仏独米各国は、商標条例が外国人に適用されるのか否かについて、少なからず関心を寄せるこ 商標条例の布告に 同条

(三) 井上覚書と仏の反発

明治十七(一八八四)年八月、

井上は、

各国から今後の条約改正交渉に関する覚書が提示されたことを受けて

ケナシ」と、条約改正交渉とは別交渉にしたいとするイギリスの方針に同意するものであり、場合によっては新^(国) テハ日本政府ハ英国政府ノ所見ニ同意ス又此諸件ノ評議ハ都合ニ依り通商条約締結ノ後マテ之ヲ遷延セシムル妨 つの覚書を提示することになった。この中で、商標等の保護については、「専売免許商標又発明ノ保護方ニ付

条約締結後に交渉したいという姿勢を表明することになった。

ツ仏公使は、「右覚書ハ英国公使ニ宛タルモノニ候へ共其実英政府へ回答シ又其他各国ノ提議ニ答ヘタルモノナ

英独米等の各公使は、井上覚書を「談判ノ基本」等として直ちに承認することになったが、シエンキエウィッ(⑮)

ル

間該件ニ付御説明被下候」と、同覚書は、主として工業上ノ所有権保護ノ事ニ関シ候モノナリ(中略) 重視する絹輸出税に関する問題と工業所有権の保護に関する問題には十分に応えていないとして、強く反発する 趣ヲ以テセリ(中略) 拙者ノ切望スル所ハ閣下ト屢々討究セシ特別ナル問題即チ 同覚書は、主としてイギリスに対して回答されたものであって、フランスが最も 何分覚書中此事ヲ論述セル部分何レニ在ルカ甚タ了解ニ苦候 (中略) 生糸 出税廃止

使は、 始を主張したが、 たいと提案することになった。同英公使には、先述したように、 いという思惑があったため、暫く様子見したいという趣旨からであった。これに対し、シエンキエウィッツ仏公 |面延期されることになった。 実は、この経緯には、 この会合において、プランケット英公使は、 商標等の保護に関する問題は倫理的な問題であるため、 即時開始を主張したのは同仏公使だけであったため、 先に七月末に東京で行われた日英仏独による非公式会合の決定が関係していた。 商標等の保護に関する交渉については、「適切な時期」に開始 短期間で容易に解決できるとして、 日本政府による商標条例の運用状況を見 商標等の保護に関する交渉については 交渉の即

ては、条約改正交渉とは別に暫く後で交渉するという方向性で定まりつつあったのである。 これを受けて、井上覚書が作成されたため、フランスを除く各国も支持することになり、 方、シエンキエウィッツ仏公使は、各国からの支持が得られておらず、焦燥感や孤立感を募らせてい 商標等の保護につい た。 即

ち いと考えている、 ドイツは日本において法制度の整備が不十分であり、 イギリスは商標条例によって商号が保護されない点を問題視しているものの、それほど深刻には考えていな アメリカは余りにも独特な政策をとっているため、 交渉の条件が整っていないため、 問題外であるとして、 交渉を急ぐ必要は 商標等の保護に関す

る問題の重要性を訴えるフランスの立場とは異なっていた。

ノ輪

まうことになった。

井上は、吉田の修正提案に更なる修正を加えることなく、

シエンキエウィッツ仏公使に対して返答してし

井上から意見を求められた吉田は、

商標等の保護に関する井上覚書の趣旨は、

る井上の姿勢は、フランスの立場を軽視しているとして到底容認できなかったのである。この結果、 ないとして必死だったのである。同仏公使としては、場合によっては新条約締結後にまで交渉を延期したいとす 同国への対抗心や不信感も手伝って、この不満は更に増長され、自国の存在感をどうにかして示さなければなら そのイギリスがフランスから次第に距離を置き始めると共に、交渉の主導権を発揮しつつあったことに対して、 が非常に重視する商標の保護について棚上げしている」と、以前からイギリスの姿勢に対して不満を抱いていた。(เ®) まで以上に強硬な姿勢を示すことになった。 日本政府に対する根強い不信感もあって、少なくとも条約改正後に延期させられることだけは阻止すべく、これ とりわけ、 シエンキエウィッツ仏公使は、プランケット英公使が井上に提示した先述の覚書について、「我国 同仏公使は

対しては、フランスを除く各国から支持を得ていたこともあり、 不安だったのである。尤も、井上は、 故明日可差立云々、何卒一見之上ならは安心仕候」と、(宮) で交渉を進めてきたことが無駄になってしまうとして、 新たな対応を迫られることになった井上は、吉田清成外務大輔に対して、「生糸之輸出税は随分苦難多く(中 終には今日迄過半眼目致し来りたる覚書に、水泡に属し、凡て新に改正之義を初むる如場合に立到り可申候(᠖) 特に交渉が難航していた絹輸出税に関する問題を懸念していた。自身の覚書が認められない場合は、 意見を求めることになった。井上は、どのように返答すべきかについて、一つの正念場であると認識し、 絹輸出税に関する問題に注意が削がれ、 腹心の部下であった斎藤修一郎に作成させた返答案につ 危機感を募らせ、「斎藤より仏公使え之返書は、 比較的楽観視していた。この結果、 工業所有権の保護に関する問題に 後述するよ 草按中

41

先の七月末の非公式会合からシ

て、 即ち、 以下の修正を提案することになった。 「工業上ノ所有権保護ノ義ニ付テハ我政府 ノ覚書中略其意ヲ表出シタル通ニ候尚敢テ此緊要 (ブ間 ヲ

エンキエウィッツ仏公使も承知しているはずであるとしつつも、

業所有 であり、 吉田は、 モ尤ノコトト 閑ニ付スルノ旨意ニハ無之候」という表現を、「工業上ノ所有権保護ノ義ニ付テハ<u>今</u>般此等 フランスを説得しようとしたのであった。 <u>ニシテ</u>敢テ此緊要ノ問題ヲ等閑ニ付スルノ次第ニハ無之候」 スルト 回避するため、 権の保護に関して、 キハ為メニ通商条約全体訂結ノ期ヲ意外ニ遅延セシムルノ恐アルベストノ義英政府 それ以外の問題を優先させるため、 返答案の 存候ニ付 条約改正後に交渉したいということ、 「我政府 他各国公使ニ於テ御同見ナレバ此等諸件ハ通商条約訂結 問題を軽視しているわけではないと弁明しつつも、 ノ覚書中略其意ヲ表出シタル通」という曖昧な表現に留めるよりも、 条約改正後に交渉したいという日本政府の立場を主張することで 他国も同意していることを明確に伝えるよう提案した。 (傍線:筆者)と、 条約改正交渉全体が遅延すること 提案したのであった。 ノ後ヲ待テ商 ノ意見ニテ我政 議セント ・事項ヲ評 この問題は各論 ・スル 議 、府於テ セシト

碍 1) 1) H 仏公使に返答することにしたが、 め ア来サント 中 中 、内会議ニ於テ我政府ノ提議ニ対シ起リタル唯タ一ノ障碍ハ日本政府ニ於テ未タ発明特許ノ法律ナキ事是レナ いかし、この修正提案は、 同国から強く反発を受けることは明らかであった。実際、 略) 工業上所有 既二貴政府ニ於テ商標条例ノ公布アリタリ此上ハ只新ニーノ法律ヲ設ケテ之ヲ完全ナラシムノ一 ノ御掛念ハ拙者ニ於テ御同意難致義ニ有之候」と、反論された。 権ノ 保護ヲ目的トセル特別条約書ノ認メ方ニ付テ要スル所 問題の重要性を強く主張するフランスの立場を真っ向から否定するものであったた 同仏公使から、「工業所有権 ノ問題ニ至テハー 井上は、 吉田 の提言の通り、 即ち、 層簡単ナルモノ也即チ去月廿 ノ研究ノ為メニ会議 工業所有権の保護は容易に シエンキエウ ノ事 事 九 ナ

フランスとの間で更なる往復を避けるためとし

である。

であって、これらに関する交渉が条約改正交渉全体の進行に支障を来たし兼ねないとする井上の説明には同意で 解決できる問題であり、 特許に関する法律の制定と工業所有権の保護に関する特約の早期締結をすれば良 いだけ

きないとして、全面的に反論されることになった。 このように、井上の思惑、即ち、商標等の保護は条約改正後に別交渉するという道筋は、

を得られておらず、焦燥感や孤立感を募らせ、自国の存在感を示すためにも、 思われたが、フランスから強い反発を受けることになった。 同国は、 問題の重要性を訴える立場が各国から支持 井上に対して、これまで以上に強 実現するかのように

硬姿勢を示すことになった。

は大きく低減することになった。 ることになる。この結果、 井上も日本政府としての立場を明確に主張することによって、フランスへの説得を試みようとしたが、 井上の右の思惑は頓挫し、 商標等の保護に関する交渉が条約改正後に行われる可能性

四 日英仏の攻防と明治十八年四月井上案

明治十七(一八八四)年九月、プランケット英公使は、

商標等の保護に関する交渉について、一つの方針を固

切な保護を確保する現実的な方法はない」として、全在留外国人への商標条例の適用を求めていくことにしたの(四) めることになった。「商標条例を日本人だけでなく、日本に在住している全ての外国人にも適用させる以外、適

交渉を行い、これに関する協定を早期に締結するという方針が否定されていた。具体的には、する提言書が届けられることになった。同書では、グランヴィル英外相から指示されていた、 これより前、 プランケット英公使の元には、カークウッド法律顧問に検討を依頼していた今後の交渉方針に関 商標等の保護は

治外法権が存在

イギリスも治外法権に関して、

何らかの譲歩が必要であるということが提言されていた。

とも指摘されていた。このため、イギリスの裁判権を移譲した特別裁判所等の設立が唯一現実的な方法であると 日本政 最恵国待遇規定から日英間だけでなく、結局は全ての条約締結国と交渉しなければならなくなるため、同協定は としても、 ている限り、 府から反対を受けるであろうこと、現状において英商標を保護するための特別な方法は存在していないこ イギリス以外の在留外国人に対しても有効なのかについて問題となることが指摘されていた。 日本政府が商標等の保護に関する協定に積極的に参加するとは思えないこと、 同協定が締結された また、

が改めて説明された上で、 セ 偽贋造ノ意ニ出テタルモノニハ無之全ク欧文ヲ解セサルヨリ其同組合商業用貼札タルヲモ心付ズ唯タ図様ノ整備 Lane. Crawford & Co.)に関する商標偽造事件について、「我法律中ニ処罰相加フベキ明文無之候得共 雑化することにもなり兼ねなかった。このため、 ていた。 の」として冷静に受け止めていたが、商標条例は外国人には適用されない旨 治十六(一八八三) いては、「ほとんど未だ到来していない」として、暫く見合わせることとし、その機会をうかがうことになった。(⒀) レルヲ **|標条例は外国人には適用されない旨の通知を受けたことが知らされており、これについては、「予期されたも** 同年十月、プランケット英公使にとって、その機会が訪れることになった。井上から、 既に、プランケット英公使は、 商標条例の全在留外国人への適用を日本政府に求めていく方針を決めたのであった。但し、交渉時期につ 模倣シテ彫刻致趣ニ有之候得共其筋ニ於テ説諭ノ上既ニ右貼札ノ販売ハ相止其版 しかし、 イギリスの裁判権を移譲した特別裁判所等の設立は、 年の英商標偽造事件と同様、 関係者を説諭の上、 同年八月に、 先の提言書を受けて、今後の交渉方針について再検討する必要性に迫られ 販売を止めさせ、 商標出願をしていた先述の英社 外国商標偽造を取り締るための明文規定が存在してい 同英公使は、 カークウッド法律顧問の提案を受け入れることは 版面も破棄した旨の連絡を受け取ることになっ 治外法権の問題に抵触し、 (Messrs. Cocking & 面ハ 先述の英社 破棄為致候」 更に問題が複 (中略) ないこと と、 明

偽造事件を用いて、

井上の出方を探ることになったのである。

たからであった。

井上の対応について、

実は、プランケット英公使は、「ある程度目的を間接的に達成するために行

わ

れた現実

力を強める姿勢に転じることになったのである。 所姓名相承度」と、井上に対して追加調査を要求することになった。同英公使は、これを機に、所姓名相承度」と、井上に対して追加調査を要求することになった。同英公使は、これを機に、 を抱いていることが伝えられると、これを理由に、「貼札ヲ購求致候者及ヒ右貼札調製ヲ同人ニ依頼セル者ノ住(ឱ) 的な方法」と、一定評価していたのであったが、英社(Messrs. Lane, Crawford & Co.)が調査不十分として不満 井上に対する圧

為が発見されたことを受けて、「本件ノ如キ擬造犯ハ毎度ノ事ニシテ且広ク行ハレ候 対して、追加調査の口実を与えてしまったのであった。 商品に貼付すれば売り上げが伸びると考えたという旨の供述内容に基づいて説明した。このことが反って、当該 模倣彫刻セバ一層販路モ宜シカラン」と、外国商標とも知らず欧文も理解できないまま、 H 「本人が偽造の目的を抱いていたことは明らかとして、同英社の不満を招く結果となり、プランケット英公使に^{図)} 明治十八(一八八五)年二月、プランケット英公使は、 井上は、「組合ノ貼札トモ知ラス古瓶ニ貼付致アルヲ見欧文ヲ解セザル処ヨリ其体裁ノ整ヒ居ルヲ以 日本政府が追加調査を行っている最中、 (中略) 体裁が良いため自分の 其筋へ御稟議 更なる偽造行 ラテ同 形

ことになった。 起セシメサル様御取計可相成」と、遂に外国商標偽造を防止するための「一ノ法則」(法令) の制定を要求する 一ノ法則ヲ御設定相成以テ大ニ大日本人民ヲ欺ク所ノ右ノ犯罪 同英公使は、 最終的には商標条例の全在留外国人への適用を実現すべく、まずは、今回の英商標 (外商ニ蒙ラス可キ損害ハ暫ク之ヲ措キ) ヲ再ヒ喚

IJ ĺ 方、フランスも日本政府に対する攻勢を更に強めようとしていた。明治十七(一八八四) (Jules Ferry) 仏外相は、 シエンキエウィッツ仏公使から商標等の保護に関する問題の経過報告を受けて、 年十二月、フェ

た。商標等の保護について、あくまで寸1年更なみです。、…「河の一切の立場」を強く主張するよう指示し(図)同仏公使に対して、商標保護に関する特約案を送付すると共に、「フランスの立場」を強く主張するよう指示し 上と会談を行うことになり、商標等の保護に関する特約の早期締結について問い質すことになった。これに対し 持することになったからである。同月、フェリー仏外相の指示を受けたシエンキエウィッツ仏公使は、早速、井 「特約の締結に反対しているようには見えない」と、同仏公使が井上の反応を述べているように、井上は、 (®)

ンスの要求に対して強く反対することはなく、これまでの姿勢から軟化する姿勢を示すことになった。

フラ

して以下のような商標保護に関する特約案を送付することになった。 (º!) われ、遂に井上から商標保護に関する特約の締結に同意する旨が伝えられることになる。同仏公使は、井上に対 トーノ条約ヲ締結可相成御企図ニ有之候趣御通話相成」と、井上とシエンキエウィッツ仏公使との間で会談が行めるまでになっていた。同年三月九日、「本日御面晤ノ栄ヲ有シ候節貴政府ニ於テ工商標保護ノ儀ニ付我国政府 末には、「井上との約束を信じて良いのであれば、特約の締結には何ら支障はない」と、特約の締結に自信を深 明治十八(一八八五)年に入ってからも、シエンキエウィッツ仏公使は、井上との会談を継続的に行い、二月

商標保護条約

受ケタル下名ノ者等ハ左ノ条々ヲ約定ス 仏蘭西共和国政府並ニ皇帝陛下ノ政府ハ両国人民ノ工商業ヲ充全ニ保護セン事ヲ欲スルヲ以テ之レガ為メ適正ニ委任ヲ

日本国ニ在ル仏蘭西人及仏蘭西国ニ在ル日本人ハ工商標ノ所有権 ノ事ニ関シテハ自国人民同様ノ保護ヲ受クベシ

羽

ヌ」裁判所ノ書記局ニ於テ条約国ノ法律規則ニ定メタル条件ト法式トニ適従シテ其標ノ登記ヲ受クベシ 前条ニ定メタル工商標ノ保護ヲ受ケントスルニハ日本国ニ在ル仏蘭西人ハ農商務省ニ於テ仏蘭西ニ在ル日本人ハ「セー ベシ

質ハ仏蘭西ニ於テハ日本ノ法律ニ従フテ判定スベシ 此条約ノ適用スベキ工標又ハ商標ハ彼我各国ニ於テ本国ノ法制ニ従フテ其占有者ニ適正ニ得有セラレタル 言ヲ替テ云へハ即チ仏蘭西ノ工商標ノ性質ハ日本ニ於テハ仏蘭西ノ法律ニ従フテ判定シ之レト同シク日本ノ工商標ノ性 モノタ í

右ノ確証トシテ下名ノ者等ハ云々……

仏商標は日本においても仏法が適用される一方、日本商標もフランスにおいては日本法が適用される旨が規定さ 「条約国」の法律に従って相手国で登録を受ける旨が規定された。ここで、「条約国」とは本国のことであって、 この草案において、 第一条では、 商標について、 自国民と同様の保護を受ける旨が規定され、 第二条では

れていた。

しかし、

かかる第二条によれば、

井上は「篤ト熟考ノ上当方ノ意見可申進候」と、正式な回答については、一旦保留することになった。 開放宣言の原則に反することは明らかであり、井上にとっては、到底受け入れられないものであった。このため てしまう。それは、外国人が日本の法令に服することを条件として、外国人にも日本国内を開放するという内地

日本国内にもかかわらず、仏商標に対して日本の法令が及ばないことになっ

井上は、 シエンキエウィッツ仏公使に対して、「該条約ハ互相ノ主義ニ基キ候故貴我両国 ノ為有益

作成中の条約改正草案に書き加えたいと回答した。同月二十五日、 事ニ可有之我政府ニ於テ至極御同意ニ付今般条約改正案中ニ書加候様致度候」と、フランス案については、(B) (DRAFT REVISED CONVENTION)」と題された草案 (明治十八年四月井上案)を内示し、商標保護に関して、 井上は、 各国公使に対して、「改正協定案

草案の第十六条で以下のように規定した。

AKT. XVI

mark has become public property in the country of its origin, it shall be equally free to all in the other country of subjects at the Department of Agriculture and Commerce in Tokio. It is understood, however, that if a trade counterfeit shall be proven. The trade marks in which the subjects of one of the two countries may wish to secure action for damages in favor of the injured party, to be prosecuted in the Courts of the country in which the in the other on merchandize to show its origin and quality shall be strictly prohibited, and shall give ground for an the right of property in the other, must be recorded, to wit : the marks of Japanese subjects at; and the marks The High Contracting Parties agree that any counterfeiting in one of the two countries of the trade marks affixed

うとするならば、 受け、仏商標は日本においても仏法が適用されるという旨の内容は採用されなかった。井上は、 ても仏商標には仏法が適用されるというフランス案には容認できず、外国人が日本において商標の保護を受けよ て公用となった場合は他方の国において自由に使用できる旨が規定されていた。 とに同意する旨や、 このように、商標保護に関する規定は明治十八年四月井上案から設けられることになったのは、井上の判断に この条項では、 しかし、この条項において、フランス案第二条において規定されていた、本国の法令に従って相手国で登録を 締約国は商標の偽造禁止と偽造が行われた国の裁判所において損害に対する提起が 商標条例等の日本の法令を遵守する必要があるという姿勢を控えめながらも示したのであった。 商標は保護を受けようとする国において登録されなければならないこと、 商標が本国におい 日本国内にお 行わ れるこ

よるものであった。シエンキエウィッツ仏公使は、以下のように記述している。

「本月十六日の会合において第十六条を協議した際、直ちに、デーンホフ伯爵とプランケット氏は、この条項

Q

ともあって、

もはや難しいという判断に傾いていた。一方で、井上は、

井上は、条約改正後に商標等の保護を交渉したいとする方針は、フランスへの説得が失敗したこ

これに対し、

者であった

en faisant des réserves sur la rédaction. L'article fut maintenue j'o cette question. Le Comte Ino-ouyé avait adopté ce dernier système et dès lors je réclamais le maintien de l'article tout immédiatement un arrangement concernant les marques de fabrique, soit de consacrer un article de la Convention à la convention. Je m'empressai de déclarer que J'avais proposé au Ministre des Affaires Etrangères, soit de faire donna lecture de l'Article XVI, le Comte Dœnhoff et M. Plunkett déclarèrent aussitôt qu'il fallait rejeter cet article de 張したのです。 井上伯爵は後者を選択していたため、小官は、条項の内容には疑問を抱きつつも、条項自体は維持することを主 うのか、 を協定案から削除すべきだと発言しました。小官は直ちに、井上外務卿には既に商標に関する取決めを直ちに行 或いは協定の一条項をこの問題に充てるか、どちらかを選ぶよう提案済みであることを明言しました。 結局、 条項は維持されることになりました(A la réunion générale du 16 de ce mois, lorsqu'on

る特約を直ちに締結するのか、又は条約改正草案にこれに関する一条項を設けるのかについて要求していた。 この問題を軽視しているとして厳しく批判していた。その際、 上が自ら商標保護に関する規定を明治十八年四月井上案に設ける選択を行ったことが記述されている。 シエンキエウィッツ仏公使は、既述のように、商標等の保護は条約改正後に交渉したいとする井上に対して、 明治十七年七月の仏覚書で表明し、先の特約案まで送付したように、同仏公使が強く求めていたことは前 同年七月、 シエンキエウィッツ仏公使がフレシネ(Freycinet)仏外相に報告した一節であるが、ここには、 明治十八年四月井上案を受けて、欧米諸国の間で開催されることになった非公式会合の 同仏公使は、井上に対して、商標等の保護に関す 内

49

既述のように、商標等の保護に関する交

強硬な姿勢を示していたフランスとの直接交渉は難航が予想され、最恵国待遇の関係から、 渉を先行して行うことに消極的であった。また、井上にとって容認できない内容を含んでいたフランス案を基に、 結局はフランス以外

の国とも交渉を行わなければならなかった。

ある。 ンス案において不都合な箇所は採用せず、その代わりに、 井上は、条約改正を機に、自身の主張を欧米諸国にも容認させるため、 全ての外国人も日本の法令を遵守する必要があるとして、 井上は、 フランスの強い要求によって、 特約の締結に一旦同意したものの、 日本において外国人が商標の保護を受けようとするな 日本側の主張を反映させた条項を作成したので 商標保護に関する規定を明治十八 それから一転し、 フラ

年四月井上案に組み込んだのであった。

外国人には日本の法令が及ばないという状況を生じ兼ねなかったからである。 成されていない中で、 到底容認できないものであった。なぜなら、全ての外国人が日本の法令を遵守するという合意が各国との間で形 その一方で、井上は、イギリスからも外国商標偽造を防止するための法令の制定を求められていたが、これも 日本政府がそれに関する法令を先行して制定することは、外国人の権利を認める一方で、

司 について言及することはなかった。井上は、 た他の関係者についても既に病死してしまっていたことを説明したものの、法令の制定を求める同英公使の要求 Lane, Crawford & Co.) -英社が井上の対応に満足している旨を伝えるに留まり、これ以上の追及を控えざるを得なかった。 当該日本人が偽造の目的を抱いていたことを証明する十分な証拠を発見することができなかったこと、ま 同年五月、井上は、法令の制定を求めていたプランケット英公使に対して、先述の英社 の追加調査の結果を連絡することになった。その際、 同英公使の要求を巧みにかわしたのである。プランケット英公使も 訊問調書等の関係書類を添付すると

明治十八年四月井上案作成後、 日本において外国人が商標の保護を受けようとするならば、 外国人も

明

。確に位置付けるようになっていたのである。

遵守することを求めていた。井上は、 も適用することはできないと説明した。 例を適用するには欠陥がある上に、 標ニ付与シ能フヘキ保護ハ只日本人民ニ対シテノミ有効タルモノニ有之候」と応じた。井上は、(⑲) 就テハ避クヘカラサル故障ト相成候抑モ某人民ニ対シ法律ノ特権及ヒ利益ヲ与へ彼ニ於テ該法ニ必従スヘキ義務 セン日本ノ締結セシ条約箇条ニ与ヘラレタル解釈ハ不幸ニモ日本人民ノ外他国人民ニ対シ商標条例ヲ適用 11 ヲ遵守セサルトキハ極メテ危険ノモノニ有之候 日 場合は極めて問題であるため、 一本の法令を遵守する必要があるという主張を明確に展開するようになった。即ち、 ード米公使から商標条例が外国人にも適用されるかについて問い合せがなされた際、 同条例を遵守するという合意が日本と各国との間で成立しない限り、 同条例に基づいて保護を与えたにもかかわらず、外国人が同条例を遵守しな 商標保護に関する問題も条約改正における一つの交渉事項であるとして 既述のように、 (中略)然ルニ右義務未遵守ノ承諾無之間ハ我政府ニ於テ外 井上は、 内地開放の条件として、 明治十八(一八八五) 外国人が日 現条約では同条 井上は 本の法令を 外国人に スルニ 国 年 如 ÷

が開かれることになった。この内、(99) ベルギー、 交渉にするという姿勢を依然として崩していなかったため、第十六条の削除を提案したのであった。 明治十八年四月井上案を受けて、欧米諸国 ポルトガ 明治十八年四月井上案第十六条について削除を提案することになった。両公使は、(⑩) ル スイスが加わった。) 同年七月十六日に行われた会合において、プランケット英公使とデーン の間では、 東京のドイツ公使館において、 (参加国は、 英、 仏 独、 露、 墺、 三回にわたって非公式会合 伊であり、 0) アメリ 保護は カ

ちに行うのか、 上 一が後者を選択したことを理由に、 これに対して、 又は条約改正草案にこれに関する一条項を設けるのかについて既に提案していた旨を説明し、 既述のように、シエンキエウィッツ仏公使は、 条項そのものを削除することには反対した。 井上に対して商標保護に関する特約 尤も、 同仏公使は、 当該条項 の締結を直

望ましいと修正要求していた。

からであった。このため、 0) 外の第三国において偽造が行われた場合、 内容自体には疑問を抱いていた。即ち、日本において日本人により偽造が行われた場合には問題ないが、 の、その国の裁判所がその国以外の国民に対しても拘束力を有するのかについて、新たに問題となってしまう 同仏公使は、井上に対して、単純に互いに権利付与を認めるという旨を規定するのが 問題があると考えていた。第三国の裁判所に提起することはできるも 日仏以

来の主張から条約改正会議での問題解決を主張するようになったのである。 が条約改正後にされてしまうことだけは回避するため、イギリス、ドイツに対して、日本を盾に反対したので 仏公使は、この成果を逃すまいとして、この条項が明治十八年四月井上案から削除され、商標保護に関する交渉 しかし、 同仏公使は、明治十八年四月井上案を受けて、イギリス、ドイツに対抗するため、 商標保護に関する条項が明治十八年四月井上案に設けられることになった以上、 特約の締結という従 シエンキエウィ ・ツツ

以下のように説明している。 られるようになっていた。こうした欧米諸国の変化について、ホルレーベン(Theodor von Holleben)独公使は において問題解決を求める意見が次第に高まり、第十六条の維持を主張するフランスに対して、広く支持が寄せ 議において必ず解決されるはずである」と自信を示していたように、アメリカやベルギー等でも、条約改正会議 あった。しかし、 れまで欧米諸国の間では、 結局、この会合では、シエンキエウィッツ仏公使の主張が認められ、第十六条は維持されることになった。こ(※) 同仏公使が、「最近では、アメリカ公使やベルギー公使も同じ方向で進めており、条約改正会 商標等の保護は暫く後で別交渉を行うという姿勢がイギリス、ドイツを中心に有力で

0) 問題に関心を抱いている外国の外交官たちが、条約を締結することによって、この問題を解決したいという願 日本の知事は外国商標偽造に対して商標条例では対応できないと説明しました。そうした状況において、 0)

望を抱いたことは(中略)極めて当然でした」。

とになったのである おいて問題解決を図ろうという姿勢に変化していたのであって、その結果がフランスに対する支持へと集まるこ 商標条例では外国商標が保護されないため、 これまでの交渉方針を見直し、 条約改正会議に

によるものでもあったのである。 えて組み込んだ井上の選択と、条約改正会議において問題解決を求めるようになった他の欧米諸国の姿勢の変化 果を誇らしげに語った。それは、条約改正を機に自身の主張を欧米諸国にも容認させるべく、条約改正草案にあ 公使は、「イギリス、ドイツの反対を受けながらも、外国商標の保護を確立することに成功した」と、自身の成のでは、「イギリス、ドイツの反対を受けながらも、外国商標の保護を確立することに成功した」と、自身の成 こうして、商標保護に関する規定が明治十八年四月井上案から設けられることになり、シエンキエウィッツ仏

(五) 外国商標偽造事件の局地化

ケット英公使から、関係者の調査と偽造行為を止めるよう求められることになった。今回、イギリス側において、(´´´´) 明治十八(一八八五)年十月、英社(Messrs. A. & F. Pears Co.)の偽造品が販売されているとして、プラン は、外国商標が偽造されている等として苦情が寄せられることになった。

明治十八年四月井上案において、商標保護に関する規定が設けられることになったが、その後も、井上の下に

たことを考慮したことによるものであった。(図) 事前に関係者の特定等、十分な証拠が集まっていない中での苦情ではあったが、同英公使が、同社が著名であっ この事件は、日本文字では商品が売れないと考えた日本人が、自身もアルファベットは理解できなかったもの

当該英社の商品を見本として、「此通リ西洋文字ニテハ能クナイ故仮令読メストモ宜敷故此西洋字ヲ入替

と英商標 (下)



出典: F.O.46, Vol.343, p.61.

に認めると共に、 部に変更が加えられていることも分かる。 (中略) 井上は、 世人ヲ欺罔スル不良ノ所為ト認候」と、不良の所為であると直ち(೨೨) プランケット英公使に対して、「差止方御申 同英公使の要求を承諾した旨を返答した。「法律上ノ議 越 趣 承

知致

"A & F. PEARS" という文字が "V & F. BFARS" に変更されている等、

があると認識した上で、一部を変更した類似品を業者に製作させていたも

のであった。

確かに、

図2のように、

外観は極めて類似しているものの、

(中略)

此西洋石鹸ノ体裁ニ製作シ呉レ」と、(※)

ら内務省に対して調査の依頼を行い、それに基づいて内務省が関係当局に調査の指示を出していた。井上はこの 接調査を依頼することにしたのである。これまで関係者の調査を行う際、(⑵) 置くとして、イギリスに対する「友誼ノ主意」から、 人ニ対シ友誼ノ主意ニ基キ差止 部を省略し、 井上は、 これまでの事件とは異なる手順を踏むことになった。 鳩山和夫外務省取調局長と大迫警視総監との間で事前に調整をつけた上で、自ら警視総監(33) |メ相成候様夫々御訓達有之度」と、 論ニノミ拘泥シテ 井上は同英公使の要求に応じることにしたのである。 (中略)其侭差置キ候ラハ国際上ニモ影響ヲ及シ 今回の事件においても、 関係閣僚の了解を得た後に、外務省か 井上は、 大迫貞清警視総監に対して直 法的問題は差 中略

 \mathcal{O} 5 |取調べと関係品の差し押え等を行った旨を伝えることができたのであった。 **|査報告を直接受け取ることができ、** に結果、 捜査当局が速やかに調査に乗り出すことが可能となり、 翌明治十九(一八八六) 年一月、 同年十二月には、 プランケット英公使に対して、 井上は、 大迫警視 関係 総監 か

手順

0

に対して直接調査の依頼を出すことにしたのであった。

外国

その際、

図2

全てを模倣することは

問問

題

等を行った旨の報告を受けることができたのであった。

の事件における対応は、今後同様の事件に対する模範とされることになった。 条約改正会議に対して、少しでも悪影響が及んでしまうことを抑える一方で、イギリスから少しでも好意を得た 差押へ偽造ニ係ル石鹸ノ文字ヲ消徐シ容器ニ貼付セル偽造ノ商標ヲ剥取シ厳ニ後来ヲ警戒シテ之ヲ本人ニ還付ス 山 係候場合ニ於テハ不容易儀ニ付其旨ハ内務省へ御照会相成可然」と、対英関係は重要であるとして理解を示した。 いという思惑が広く共有されていたといえよう。この結果、井上が先のような対応をとることが可能となり、こ へキ事」と、具体的な対応方法を指示する等、井上を支援していたのであった。政府内には、目前に迫っていた⁽³³⁾ I縣有朋内務大臣も、「如何処分シ可然哉」と対応に苦慮している関係当局に対して、「偽造ノ石鹸及ヒ其容器(☞) 関係閣僚も引き続き井上の対応に理解を示すことになった。谷干城農商務大臣は、「交際国ノ友誼ニ関

用スル「レツテル」原板及模型共毀却致シ再応不都合無之候様厳責致置候」と、 (翌) 当局に直接調査を依頼した。この結果、日本外務省は、その約十日後には、建野 されているとして、小松原英太郎駐独臨時代理公使を通じて、苦情が伝えられることになった。日本外務省は、 例えば、明治十九(一八八六)年二月、独社(Firma Am. Reiss)から、自社商標が日本(大阪)において偽造 (Messrs. A. & F. Pears Co.)に関する事件と同様、「好意上其請求ヲ容レザルヲ得サル」として、関係 建野郷三大阪府知事から「色装ニ貼 関係者の取調べと関係品 0

標等の保護は別交渉にするという建前を崩していなかったが、明治十八年四月井上案に対する非公式会合の(Messrs. A. & F. Pears Co.)も満足を示したことから、これ以上の追及は控えることになった。同英公使け一方、プランケット英公使も、「友好の精神」が示されたとして、井上の既述の対応を高く評価し、(図) を受けて、先述の英社(Messrs. Lane, Crawford & Co.)に関する事件のような強硬姿勢を示すことはなく、これ 明治十八年四月井上案に対する非公式会合の決定 同英公使は、

までの姿勢を弱めることになった。

せていた。同英公使としても、法的根拠が存在していないにもかかわらず、度々苦情を寄せていることに対する 定済みであり、 れを行うことは、本当に困難な場合の私の権力を弱める」として、証拠が明白な場合以外、 七)年の頃には、「申し入れは証拠が明白な場合に限り行うことが望ましく、疑わしい場合にまで頻繁に申し入 (Messrs, Cocking & Co.) の商標が再び偽造されているとして、井上に苦情を寄せることになったが、今回の事件 日本政府の反発を懸念し、条約改正会議にまで悪影響が及んでしまうことを極力抑制するため、 偽造に関する苦情が寄せられていた。しかし、明治十八年四月井上案に商標保護に関する規定を設けることが決 せることは出来る限り抑制したいという姿勢を示すようになっていた。同英公使の下には、 英社(Messrs. A. & F. Pears Co.)に関する事件では、十分な証拠が集まっていない中で苦情を寄 依然として外国商標 日本政府に苦情を寄 この問題を局

らの不満を解消するためにも、更に圧力をかける必要があると考えていたのであった。 英外務省としては、「現在交渉中である」と回答する他なく、英産業界からの高まる不満に対して、少しでも彼(※) が相次いで寄せられていた。中には、日本における商標保護を強く主張する陳情書も出されるようになっており(32) 界から、 度対応を求めるよう指示していたことから分かるように、不満を抱いていた。英外務省には、依然として英産業 にいかなる手段をも講じるべきである」と、商標等の保護に関する問題については、日本政府に対して、その都^(図) しかし、英外務省は、プランケット英公使に対して、「全ての場合において、イギリスの利益を保護するため 日本における商標保護に関する問い合せや、偽造事件が発生した場合の裁判手続きに関する問い合せ等

また、ドイツでも、先の独社(Firma Am. Reiss)に関する商標偽造事件を受けて、

リューアゼン (Johannes

化しようとしていたのであった。

先述の

プランケット英公使は、条約改正会議が開催された後の明治十九(一八八六)年九月にも、

会議に臨むことになったといえよう

商標等の保護に関する問題を低く位置付けていたのであった。(第) のである」として、依然として日本の工業力は未熟であり、ドイツの工業力には遠く及ばないという認識を示し、 明に注視していたのであったが、「一日平均二件の特許が与えられているが、これらは大抵農業機具に関するも ていたことも一因であった。独外務省は、明治十八(一八八五)年の専売特許条例によって特許が認められた発 上 ついては、新条約が成立するまでは何も指示しないとして、従来方針を維持する姿勢を示していたため、これ以(端) 従来の交渉方針の見直しを求める意見も出されるようになっていた。これに対し、独外務省は、 Lührsen)独上海総領事から、 一の動きを見せることはなかった。この背景には、井上の迅速な対応の他に、独外務省が日本の工業力を軽視し 独商標を保護するための規定を条約改正草案に設けることが提案されたように、(図) 商標等の保護に

図り、 他の交渉を優先すべきであるとする独外務省の姿勢もあって、井上は右の思惑をどうにか達成する形で条約改正 現状に不満が燻り続けていたものの、度重なる苦情は控えたいというプランケット英公使の姿勢や、 抑えようと努力することになった。また、イギリスやドイツにおいても、日本において外国商標が保護されない このように、井上は、 加えて、より迅速に対応するために、政府内手続きの一部を省略して、条約改正会議への影響を最小限に 明治十八年四月井上案提示後も、引き続き、外国商標偽造事件に対して問題 の局 従前同様 地化を

五 条約改正会議

一) 明治十九年五月井上案

明治十九(一八八六)年五月一日、 条約改正草案を審議するための条約改正会議が東京におい て開催されるこ

よって開催された。会議参加国は予備会議の参加国である、日、英、仏、 とになった。この改正会議は、翌明治二十(一八八七)年七月十八日まで、先の予備会議同様、 ス、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、ポルトガル、アメリカに加えて、後にハワイが参加す 独、墺、露、 伊、 蘭、 スペイン、 スイ

井上案に修正を加えたものであり、商標保護に関して、第七条で以下のように規定されていた。(第)た。同草案は、井上が、アレキサンダー・シーボルト(Alexander von Siebold)らと共に、先の明治十八年四月 ることになった。 第一回会議において、井上は、新たに作成した条約改正草案(明治十九年五月井上案)を提出することになっ

ARTICLE VII

The High Contracting Parties agree that, with regard to trade-marks

Laws and Regulations of the country in which such record is made the other must be recorded at the proper office, in conformity with the conditions and formalities prescribed by the The trade-marks in which the subjects of one of the two countries may wish to secure the right of property insubjects shall enjoy in Japan, and Japanese subjects shall enjoy inthe same protection as native subjects.

origin, it shall be equally free to all in the other country the law of the country of its origin. If a trade-mark has, however, become public property in the country of its The exclusive right to use a trade-mark in the other country cannot exist for a longer period than that fixed by

(商標ニ関シテハ、、、人民日本ニ於ケルモ日本人民、、、国ニ於ケルモ各其内国人ト同一ノ保護ヲ受クヘキ事 ラ締約

締約国一方ノ人民他ノ一方ニ於テ所有権ヲ得ント欲スル商標ハ登録ヲ為ス国 両国ニ於テ議定ス ノ法律規則ヲ以テ制定シタル要件及ヒ手続

合同会議形式に

ニ循拠シ該国相当ノ官衙ニ於テ之ヲ登録スヘシ

公衆ノ所有ニ帰シタルトキハ此国ニ於テモ亦自由ニ之ヲ使用シ得ルモノト 公衆ノ所有ニ帰シタルトキハ此国ニ於テモ亦自由ニ之ヲ使用シ得ルモノトス) (タロ) 此国ニ於テ彼国ノ商標ヲ専用スルノ権ハ此国ノ法律ヲ以テ制定シタル期限ヲ超ユルヲ得ス若シ彼国ノ商標其本国ニ於テ

第一項では、商標について内国人と同様の保護を受けるという旨が規定されることになった。

第二項では、保護を受けようとする商標は、登録が行われる国の法令に従って登録されなければならないこと

が新たに規定されることになった。

されることになった。

はできないこと、後段では、 第三項前段では、他方の国において使用する商標は他方の国の法律が規定している年限を超えて使用すること 本国において公用となった商標は他方の国においても自由に使用できることが規定

第三項の誤記が修正された他は、特に大きな修正は加えられていない。 井上は、この草案提出後間もなくして、新たに修正版を改正会議に提出しているが、 第七条については

録を受けなければならないということをより明確に規定することになった。 同草案において、井上は、 外国人が日本において商標の保護を受けようとする場合は、 日本の法令に従って登

務を負い、行政規則(Administrative Regulations)等に拘束される旨も規定していたが、この「一般的な法律(※) いという旨を規定すると共に、同案第五条において、在留外国人は日本の一般的な法律(general law)に従う義 先の明治十八年四月案においても、井上は、商標は保護を受けようとする国において登録されなければならな

や「行政規則」等に商標条例等が含まれるのか否かについては必ずしも明確ではなく、いずれの国の法律に従

て登録を受けるのか等について疑義を生じるおそれがあった。

管轄については、

外国裁判所が担うことを想定していたようであった。(図)

欧米諸国が罰則規定も含めた商標条例の全てを受諾することであって、 しかし、 日本の法令を遵守する必要があるということを明記した。但し、井上が同草案において望んでいたことは、 同草案において、 井上は、この点を明確にし、 外国人が日本において商標の保護を受けようとする場 外国人が商標条例に違反した場合の裁判

とはなかった。この背景には、 ノ保護ヲ与へ候義ハ当省ニ於テ何分詮議ニ難及候」と述べていたように、(竺) アメリカ人にも特許を認めるよう再度請求が出された際、吉田清成農商務次官が 井上は、 シエンキエウィッツ仏公使との間で、特許の保護についても事前に同意していたが、(※) 明治十九(一八八六)年十月、「特別例外ノ処置」を求めるハバード米公使から、(%) 農商務省内には外国人に対して特許 「外国発明品ニ対シ特別専売等 結局規定するこ

認めることに根強い反対論が存在していたためであった。

を目指す姿勢を示していたことから、外国人の版権保護の観点は、 且各国ノ体裁ニ倣ヒ出版条例中ニ新聞ノ事ヲ包括セシメ出版条例中版権ノ事ハ別ニ条例ヲ設ケラレン事ヲ要ス_ (※) 施シ難キハ新聞条例出版条例是ナリ(中略)各国ノ法ニ比較シテ多少過厳ノ箇条アルヲ免カレス故ニ之ヲ改正シ 年井上案と同様、 版権の保護について、 井上は、 国内の治安維持等の観点からであった。井上は、「行政規則中現行ノ儘ニシテ最モ外国人ニ適 同草案には、 版権に関する事項については、除外する等の改正を行った上で、新たな出版条例の適用 外国人に出版条例を適用する旨の規定が設けられたが、 明治十三年井上案よりも弱められることに それは、 明

令を遵守する必要があるという主張を明確にする一方で、 井上は、 明治十九年五月井上案において、 外国人が日本において商標の保護を受けようとする場合、 外国人の特許や版権については依然として認めない姿 日 本の法

自国

[の利益をより鮮明に打ち出したといえよう。

されることになった

とが規定されることになった。

との間で合意形成の可能性は高まっていたといえよう。 とには理解を示していた。井上の右の主張は、欧米諸国の間においても受け入れられつつあり、 シエンキエウィッツ仏公使も、「十分と思われる保護が与えられている」と、(ユル) 既述のように、プランケット英公使やハバード米公使は、外国人への商標条例の適用を求めていた。 同条例を評価し、 日本と欧米諸 遵守するこ ま

(二) 英独案の提出と「通商及航海条約草案」の作成

の同意を得て、ホルレーベン独公使と共に、新たに作成した草案(英独案)を提出することになった。 なった。このため、明治十九(一八八六)年六月、プランケット英公使は、こうした状況を打破しようと、井上 改正会議では明治十九年五月井上案について審議が行われることになったが、審議は大いに難航することに

工業の営業、 同草案では、批准後二年以内に内地を開放し、外国人に内国民待遇を与え、外国人の内地での旅行、 動産及び不動産の取得を認めると共に、条件付であるものの、 明確な時期に領事裁判を撤廃するこ 居住、

し、日本を含めた各国は支持を表明したため、今後の会議では明治十九年五月井上案に代わって、 また、プランケット英公使とホルレーベン独公使から、 通商事項は別条約を締結する旨も説明され、これ 同草案が審議

では、主に裁判管轄に関する審議が行われ、通商事項に関する審議が開始されるようになったのは、 あった。同草案では、 (一八八七)年四月二日の会議において、青木周蔵外務次官から「通商及航海条約草案」が提出されてからで 同年十月、暫く休会の後、会議が再開され、英独案の審議が本格的に開始されることになった。再開後の会議 商標等の保護に関して、第三条で以下のように規定されていた。(窓) 翌明治二十

第三条

締盟国ノ一方ノ臣民若クハ人民ハ他ノ一方ノ版図内ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手続ヲ履行スルトキハ専売特許商標

及図案ニ関シ内国臣民ト同一ノ保護ヲ享クベシ 締盟国ノ一方ニ於テ右互相ノ保護ヲ他ノ一方ノ臣民ニ与フルノ程度及ビ年限ハ該臣民カ其本国ニ在テ保護ヲ享クルト同

様タルベシ

国二於テ普通用トナリタル商標ハ他ノ国ニ於テモ均シク自由タルベシ

下のように規定されていた。

Italian Treaty of Commerce of the 15th June, 1883)に基づき新たに作成されることになり、同条約第十正することが良いとの意向を示していたことから、明治十六(一八八三)年六月の英伊通商条約正することが良いとの意向を示していたことから、明治十六(一八八三)年六月の英伊通商条約正することが良いとの意向を示していたことから、明治十六(一八八三)年六月の英伊通商条約 同草案は、プランケット英公使が、明治十九年五月井上案について、英国と他の欧米諸国との条約を参考に修 (The Anglo-

同条約第十七条には以

rights as native subjects in regard to patents for inventions, trade-marks, and designs, upon fulfilment of the formalities prescribed by law The subjects of each of the Contracting Parties shall have, in the dominions and possessions of the other, the same

内国民と同様の保護を受ける旨が規定されていたのであり、「通商及航海条約草案」第三条第一項は、この条項 英伊通商条約の右の第十七条には、 特許、 商標、 意匠に関して、相手国の法律に従って手続きを行う場合は、

に基づいて作成されたことが分かる

定することになった 様、相手国において保護を受けようとする場合は、その国の法律に従って手続きをしなければならないことも規 特許や意匠についても内国民と同様の保護を受ける旨を規定し、また、明治十九年五月井上案第七条第二項と同 とも分かる。即ち、第一項は、明治十九年五月井上案第七条第一項及び第二項に相当し、新たに商標だけでなく また、「通商及航海条約草案」第三条は、明治十九年五月井上案第七条の基本的な内容をほぼ包摂しているこ

れているものと同等である旨を規定することになった。 第二項は、明治十九年五月井上案七条第三項前段に相当し、 保護の程度及び年限は自国の法律によって規定さ

第三項は、明治十九年五月井上案七条第三項後段に相当し、一方の国において公用となった商標は他方の国に

最恵国待遇規定の問題もあって、結局、規定には盛り込まれることはなかった。 おいても自由に使用できることを規定することになった。 著作権の保護については、先述したように、日本側も一貫して規定を設けることに反対していたことや、

とになった。 た通商事項取調委員会において、同草案を検討することが決定し、同月二十七日、第一回委員会が開催されるこ^(級) 使、ザッペ(Eduard Zappe)独第二委員、ハバード米公使、ルクー(André Lequeux)仏第二委員から構成され 四月二十二日、プランケット英公使、青木周蔵外務次官、ファン・デル・ポット(J.J. van der Pot) 蘭弁理公

修正の上、維持されることが決定し、第三項については、不必要として削除されることになった。(%) 同委員会において、第三条は、同月末から翌五月上旬にかけて審議され、第一項及び第二項については、「颂」

また、

ルクー仏第二委員は、「工業所有権保護条約の個条を通商及航海条約中に挿入し以て日本原案の個条に 63

三条は以下のように決定した。

ル の追加を発議した。商号の保護等、より広範な保護を目指すためであった。プランケット英公使とファン・デ 店の商号にも適施すべきものたるに付日本原案に掲載する所よりも其範囲一層拡大なりとす」と、パリ条約条項 代ふ可し ポット蘭弁理公使はこれに賛成したが、「独逸国及び日本国は未だ巴里万国条約に加盟せざるに付」、結局第 (中略) 万国条約に依て与ふる所の保護は啻に専売特許、 商標及び図案に適施す可きのみならず尚又商

第三名

及ビ図案ニ関シ内国臣民ト同一ノ保護ヲ受クベシ 締盟国ノ一方ノ臣民或ハ人民ハ他ノ一方ノ版図内ニ在テハ法律ニ於テ定ムル所ノ手続ヲ履行スルトキハ専売特許、 商標

_締盟国ハ其臣民或ハ人民カ自国ニ於テ保護ヲ受クルノ区域及ビ年限ハ前項ノ保護ヲ与フルモノトス

用を求めていた欧米諸国にとっても満足できる内容であった。 る。また、同条項は、プランケット英公使が「十分な保護」と自負しているように、外国人への商標条例等の適(%) ようとする場合は、外国人も日本の法令を遵守する必要があるという井上の主張が実現することになったのであ れることなく、「通商及航海条約草案」第三条第一項に包摂された。ここにおいて、 このため、 明治十九年五月井上案第七条において、最も重要な第一項及び第二項は、 同条項は、井上期以降の条約改正交渉においても、 根幹に関係するような大きな修正が加えられる 基本的な内容に大幅な修正が加えら 商標等の保護を日本で受け

て、日本と欧米諸国との間で、

明治二十七(一八九四)年の日英通商航海条約第十七条に引き継がれることになった。

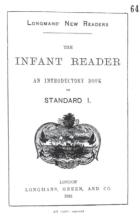
日本は外国人の商標等を認める代わりに、

欧米諸国も日本の法令を遵守するとい

井上期におい

図3 中表紙(右上)と奥付(右下)





34			THE .	INFAN	r RE	ADER			
			ADD	ITION	TAI	BLE.			
1	2	3	4	5 1	6	7	8	9	10
2	- 8	4	5	6	7	8	9	10	11
1 2	2 2	3 2	6 2	5 2	6 2	7 2	8 2	9 2	10
3	-	5	6	7	8	9	10	11	12
1 3	2 3	3 3	4 8	5 3	6 3	7 3	8	9 3	10 3
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
1 4	2 4	3 4	4 4	5	6	7 4	8	9 4	10
5	6	7	8	0	10	11	12	13	14
1 5	2 5	8 5	4 5	5	8	7 5	8 5	9 5	10 5
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	8	8	6	5 6	6	7 6	8	0 6	10 6
7	8	9	10	11	19	13	14	15	16
7	2 7	3 7	4 7	8 7	8 7	7 7	8 7	9 7	10 7
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
8	9 8	3 8	4 8	8 8	8	7 8	8	9 8	10
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
9	9	3 9	4 9	5 9	6	7 9	8	9	10 9
10	11	12	18	14	15	16	17	18	19

明治好年二月九日經刻都属同年三月出版 粉 野口幾太郎 -部

られると共に、

日

本

O

るとして、被害が訴え

て無断で複製されて

出典: F.O.46, Vol.372, pp.64, 94.

うに、 めであった。図3のよ (室) のであった。図3のよ 下 READER"等、 ベルヌ条約への HE 部 中表紙中央部に、 に、"LONDON INF 同 AN 加盟 中 央 0 \equiv ۱۴ リ条約、ベルヌ条約加盟要求 う基本合意が形成されたことは、

大きな成果であったといえよう。

ようになっていた。ソールズベリ(3rd Marquis of Salisbury)英外相は、 リ条約、 明治二十(一八八七)年五月、 ル ヌ条約 0) 加盟を促すよう、 東京において改正会議が行われていた頃、 新たに指示したのである。 プランケット英公使に対して、 口 ンドンでは新たな動きが見ら 同英外相が、 英出版社 (Messrs 日 本に れる

パ

Co.) から、 Longmans, Green 同 社 0) 英

94

ロングマンスニューリーダー

獨 索

内

語教科書が日本に お

これを機に、パリ条約、

ることが分かる。カリー(Sir Philip H. W. Currie)英外務次官は、「日本に圧力をかける良い機会である」として、 出版人、 写真石版印刷人、売捌人と共に、「明治二十年二月九日翻刻御届同年三月出版」という記載もされて

ベルヌ条約の加盟についても要求し、更なる圧力をかけようとしていたのであった。

LONGMANS, GREEN, AND CO. 1885"、"All rights reserved" という記載もなされていたが、

告するよう指示を受けた旨を説明し、後日、日本に対して両条約への加盟を正式に要求することになった。同英(゚゚゚) 員会において、英出版社の被害を訴えると共に、同英外相から日本に対してパリ条約、ベルヌ条約への加盟を勧 このため、七月上旬、 英外相の指示を受けて、再び圧力をかけることにしたのであった。 ソールズベリ英外相からの先述の指示を受けたプランケット英公使は、 通商事項取調委

救済方法についても協議するよう指示した。同英外相は、この事件を契機として、改正会議において、日本に対 他 極力改正会議への影響を抑えようとしていた井上にとって、最も懸念されていた事態が発生してしまったのであ して知的財産権の保護を強く要求する姿勢を打ち出すことになった。これまで問題を局地化することによって、 .国の動向にイギリスも影響を受けてしまうこと等を理由として、第一項以外は削除するよう修正指示した。 ソールズベリ英外相は、七月下旬、 改めて日本に対してパリ条約、ベルヌ条約への加盟を促すこと、及び著作権や工業所有権の侵害に対する プランケット英公使に対して、「通商及航海条約草案」第三条につい

付姑ク其決議 ていたこともあって、 日本側は、 明治十九 従前 ノ数ニ加入スルコトヲ差扣ヘ単ニ該会議事模様ヲ視察報告セシメハ一面ニ於テハ条約ニ結束セラル (一八八六) 詞様、 井上は、「美挙ニ有之候得共本邦現今之実況ニテハ右条約加盟ノ儀ハ不便之事可 両条約への加盟について拒否する姿勢を崩していなかった。尤も、ベルヌ条約について 年一月にウォルフ瑞西総領事から再度加盟を勧誘された際は、改正会議が目(27) 前に迫 有之候ニ

る。

奥付には、

化しようと、

井上は、

これまで外国商標偽造事件においては、

明文規定が存在していないにもかかわらず、

今回の事件については、

イギリスの

可能な範囲でイギリスの要求に応じてきたのであったが、

実上拒否することになった。

は、再三にわたる勧誘を拒否することによって、対日感情が悪化し、改正会議にも悪影響が生じてしまうことを ていたように、同条約には加盟しないことを前提としつつ、単に視察報告するという名目であった。(ᡢ) ノ患ナク」と、 「条約書ニ調印シ其決議ノ数ニ加入スルコトハ姑ク差扣ヱ候事」等と、この会議には一切関与しないよう念押し(タロ) 同条約の国際会議に委員を派遣することにしていた。但し、 派遣する黒川 誠一 郎外務書記官には かかる参加

勢も一部見せるようになっていた。 の見込みはないとして拒否しつつも、 価な本に頼らざるを得ない旨を説明し、彼らを保護するためにも、今後少なくとも数年間はベルヌ条約へ 極力回避したいという思惑からであって、 これに対し、青木外務次官は、プランケット英公使に対して、日本の学生はとても貧しいため、 パリ条約加盟については、 同条約加盟拒否の姿勢に変化はなかったのであった。 同意しない理由はないとして、 加盟を認める姿 刻された安 0) 加盟

することは禁止されておらず、当該書籍には東京において翻刻した旨が明記されているため、 熟考ヲ遂ケ候上追テ御回答可申進義モ可有之」と回答した。井上は、 敦ロングマンス会社ノ出版ニアラサル事明亮ニ相分リ候 以テ其翻刻物ナル事幷ニ翻刻出版人及印刷人ノ姓名トモ詳細記載有之該書ハ東京ニ於テ翻刻シタルモノニシテ倫 付テハ如何トモ処分途無之且ツ該翻刻書首葉ニハ倫敦ロングマンス会社云々ノ字記載有之候処其結尾ニハ漢字ヲ 籍でないと反論した。また、パリ条約、ベルヌ条約への加盟についても、 結局、 井上は、「我国出版条例ハ勿論其他ノ法律ニモ外国出版ノ書籍類ヲ翻刻出版スルヲ禁スルノ条款無之ニ (中略) 万国出版権及工業物権保護二同盟ニ加入ノ義 出版条例等において外国出版物を翻 明確な回答については保留しつつ、 当該英出 刻 出 版

問題を極

力局地

ていて、これ以上、イギリスの要求に応じる必要性が低下する背景も生じていた。 プランケット英公使も、「翻刻本は、日本において英語を急速に普及させている主要な媒体の一つであ

を明確に拒否することになった。この頃には、

既に国

内の激しい批判を受けて、

13 したこともあって、 姿勢を示していた。 く圧力をかけることは気が進まない」として、英語普及の観点からも、これ以上の圧力をかけることには慎重(%) ベルヌ条約への加盟についての正式な回答を示すことなく、 ついては、 後任の大隈重信に引き継がれることになった。 更なる追及を控えることになった。 同英公使は、パリ条約、ベルヌ条約への加盟についても、井上の正式な回答を待つ姿勢を示 結局、 外相を辞任することになったため、 明治二十(一八八七)年九月、 井上は、パリ条約 両条約への加盟

は逃れた形になったわけである。 で要求が出されたことも、 ためのものとして捉えていたことや、 なったが、 作権の保護に加えて、 ヌ条約加盟についても、 このように、改正会議の終盤において、 会議の結末を迎えることになった。英外務省がこの要求を必須事項としてではなく、 条約改正草案 パリ条約、 条約改正の交渉事項となったのである。井上にとっては厳しい立場に置かれることに その圧力が弱められる要因となった。イギリスにとっては遅きに失し、 (通商及航海条約草案) 井上期において提起された知的財産権の保護に関する問題の全てが解決された ベルヌ条約への加盟が正式に要求されることになった。 フランス等の他の条約加盟国との連携が取られることなく、イギリス単独 以前から更なる圧力をかける機会をうかがっていたイギリスから、 の審議終了直前であったため、 本格的に取り上 日本のパリ条約、 更なる圧力をかける げられることは 井上にとって ル

わけではなかったのである。

改正会議の延期が余儀なくされ

ても、

拒否の姿勢を押し通した。井上は、

六 おわりに

十七(一八八四)年八月の井上覚書が、それを示している。 交渉事項とは位置付けていなかった。条約改正交渉への影響を抑えるため、 の局地化に努めていたこと、内地開放に先行して在留外国人に特許を与えることを検討していたこと、及び明治 十三年井上案や、 明 治十二 (一八七九) 特別約定で取り決めたいとする予備会議での発言、 年九月に外務卿に就任した井上は、 当初、 知的財産権 外務卿就任直後から終始外国商標偽造事件 切り離すことを目指していた。 の保護に関する問題を条約改正 明治 0

条約改正会議を選んだのである。 しなければならないとして、明治十八年四月井上案に商標保護に関する条項を組み込んだ。 その井上が、日本において外国人も商標等の保護を受けようとするならば、 全ての外国人は日本の法令を遵守 問題解決

保護に関する特約 う道筋が頓挫し、 (V 井上は、 問題解決の場に条約改正会議を選んだのは、こうした状況を打開するための妙策であった。 フランスへの説得が失敗したことにより、 厳しい立場に置かれていた。一方で、更に強硬姿勢を示すようになったフランスから商標等の の早期締結を要求され、 他方で、イギリスから外国商標保護のための法令の制定を要求され 商標等の保護に関する問題と条約改正交渉を切り離すとい

ることで、欧米諸国の不満を緩和し、局地化も達成していた。著作権の保護やパリ条約、 令を遵守するという合意を取り付けることに成功した。外国商標偽造事件においても、 を得ない状況が多かった。 井上 は 多くの技術や文化を輸入する側として、欧米諸国から知的財産権の保護を求められ、 しかし、井上は、条約改正会議という場を利用して、 欧米諸国から外国人も日 政治的判断により ベルヌ条約加盟につ 守勢に回 本の法 [らざる 対応す

方的に受動的な外交を展開していたわけではなかったのである。

いても、十分に連携することはできなかった。

初は一致していた。しかし、これ以上は必ずしも一致は見られなかった。日本のパリ条約、ベルヌ条約加盟につ という大枠では一致していた。また、商標等の保護に関する問題は条約改正とは別交渉にするという点でも、 かし、各国の連携は十分に取られていたとは言い難かった。 方、 技術や文化を輸出する側の欧米諸国は、 日本に対して知的財産権の保護を求め、 確かに、 日本において知的財産権の保護を獲得する 攻勢をかけていた。

けて、 会議での問題解決を主張するようになった。 になっていた。 ケット英公使は、 **|標等の保護に関する交渉を主導するようになっていた。フランスは、** とりわけ、商標条例布告以降、イギリスとフランスの足並みの乱れが次第に目立つようになっていた。プラン 次第に問題解決の場に条約改正会議を求めるようになっており、フランスを支持した。 焦燥感と孤立感を募らせていた。不満の矛先を、井上だけでなく、イギリス、ドイツにも向けるよう フランスは、 強硬一辺倒のパークス前英公使と異なり、 明治十八年四月井上案が提示されると、イギリス、ドイツに対抗すべく、条約改正 一方、アメリカを始め欧米諸国の多くも、商標条例の運用状況を受 臨機応変に硬軟両様の外交を展開し、ドイツと共に 問題の重要性が他国にも理解されていな

は当初抱いていた目的を達成することができなくなったのである。欧米諸国において中心的な役割を担っていた イギリスとフランスの連携が十分取れていなかったことの結末でもあった。 条約改正会議において商標等の保護に関する問題も交渉することになったことは、イギリス、フランスにとっ 少なくとも条約改正が実現するまで、 問題の早期解決を図ることができなくなることを意味していた。両国

13 おいても外国人に対して、これらの法令の適用を望む意見が高まっていた。日本と欧米諸国の合意形成に必要 一本国内では知的財産権に関する法整備が進められ、 日本と欧米諸国の双方の問題解決の場として、条約改正会議が選ばれることになった。この時点で、 商標条例等の一部は既に施行されていた。 また、欧米諸国

関する問題は条約改正交渉において協議されるという、

明治外交の一路線が敷かれたのであった。

知的財

産

権

0 保護に

口

一復達

題

という問題提起がなされた。 最 低限 の条件は整っていた。 欧米諸国から商標等の保護という問題提起がなされた。 この結果、 日本と欧米諸国との間 で、 日本は外国人の 商標権等を認める代わりに 井上から日本の法令の遵守

欧米諸 国も日本の法令を遵守するという合意形成がなされた。

現在、 日本において知的財産権の保護を受けようとする外国人は、 当然のように、 日本の法令を遵守している。

井上期のかかる合意形成に求められることが、これまで述べてきた経緯によって明らかであろう。

「通商及航海条約草案」第三条第一項の「他ノ一方ノ版図内ニ在テハ法律ニ於テ定ム

ル 所ノ手続ヲ履行スルトキハ」という一節は、 しかし、 井上期において、 知的財産権の保護に関する問題が条約改正の交渉事項となり、 欧米諸国との交渉の末、井上が得た成果であったのである。 右の合意形成がなさ

条約改正会議で決定された

その原点は、

可 であった。この結果、 る問題の全てが決着したわけではなかった。 n 能性が高まることになった。実際、 .成後の小村期条約改正交渉においても取り上げられることになる。 かかる問題が条約改正交渉と切り離すことが困難となったことも意味していた。また、 今後の条約改正交渉において、 かかる問題は、 著作権の保護や日本のパリ条約、 これらの未解決事項について、 陸奥期条約改正交渉まで度々取り上げられ、 井上期において、 ベルヌ条約加盟については未解 再度取り り上げられてしまう 更には、 か か

はないであろう。 Ė 交渉自体は失敗することになったが、 とりわけ、 大半が守勢に回らざるを得なかった状況においても、 知的財産権の保護に関する井上 の成果は過小 外国人に日本の法令を遵守さ 評価されるべきも 0)

せるという目的を達成したことは評価されるべきである。 的に外交手段として用い、 ?が外交手段の一つになることを示したのである。 欧米諸国から保護が求められていたことを逆に利用して、 また、 右の合意形成は、 井上は、 知的財産権の保護に関する問題を初めて本格 その後大きな修正なく、 日本にとっても、 明治二十七 か かる問

る問題の基本的な部分も解決したのである。 (一八九四) 年の日英通商航海条約第十七条に引き継がれることにもなった。 井上は、 知的 財産権 0 保護に す

が国際社会の一員となる扉を開いたのであった。 懸命に問題解決に取り組んでいた。明治政府内には慎重な意見が存在する中で、外国人にも商標だけでなく、特 また、 意匠の保護も認めるという決断も行った。井上は、 井上は、 早い段階から特許制度に対して理解を示し、条約改正という大目的が存在していたとはいえ、 知的財産権法制度の発展に外交面から尽力し、近代日本

出した時期であったといえよう。 も向上していたのであった。井上期は、 て模倣することは問題があると判断できる国民も現れるようになっていた。国際社会の一員となるには十分とは 外務卿就任当初、 いえなかったが、 方、井上期において、 商標条例等の法整備が進められていたこともあって、少なくとも商標に対しては、 外国商標であることを認識すらできない国民も存在していたが、次第に外国商標を認識し、 知的財産権に対する国民の認知が広がっていたことも垣間見ることができる。 知的財産権史において、近代日本が国際社会の一員となる第一歩を踏み 国民の認識 井上

ことになるが、大隈期以降の条約改正交渉については、稿を改めて考察することにしたい。 井上は、外相辞任後、 明治二十一(一八八八)年七月、農商務省に大臣として赴任し、大隈重信に外交を託す

- (\(\exists)\) Note Verbale (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.45).
- 115 d'Aunay à Granville, 10 Juillet, 1883 (F.O.410, Vol.21, No.44) (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.23), Memorandum by Herr von Hatzfeldt (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.42) Memorandum of Views of Her Majesty's Government on the Question of the Revision of Treaties with Japan

- 116 Memorandum (F.O.410, Vol.21, Inclosure in No.74)
- 117 「十六年十二月十一日付英政府覚書 覚書訳文」(前掲『条約改正』第二巻、二五一号付属書三、八三五頁)。
- 118 Granville to Münster, January 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.18)
- 119

(第一覚書)」(前掲

『条約改正』

- 120 「明治十七年四月十日英国公使提案 条約改正ニ関シ英政府ノ見込書 前揭五百旗頭『条約改正史』、一九五頁。
- 121 Pro-memoriâ left with Mr. Inouyé, May 5, 1884 (F.O.410, Vol.22, Inclosure in No.58)
- 122 Granville to Plunkett, November 17, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.113).

○九号付属書、三二○頁)。

- 123
- えば、白田秀彰『コピーライトの史的展開』(信山社、一九九八年)第十五章参照。 アメリカでは、明治二十四(一八九一)年まで外国人に対して著作権が認められなかった。これについては、
- Plunkett to Salisbury, July 9, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.200
- 126 Jushie Mori to Granville, January 7, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.8)
- 127 with Japan (F.O.410, Vol.22, Inclosure 1 in No.30). Instructions for the German Representatives at Tókiô Conference respecting the Revision of the Treaties
- 128 「十七年四月四日付独逸政府訓令書訳文」(前掲『条約改正』第二巻、三七五号付属書三、一一六四頁)。
- 129 Musterschutz im Ausland: Japan, Bd.1(以下、"BArch R901/12897"と省略) BArch: Bundesarchiv/Berlin-Lichterfelde. R901/12897: Gewerblicher Rechtsschutz-Patent-, Marken-, und Vermerk von fremder Hand; Dönhoff an Bismarck am 12. Juni 1884 (A. Nº 28) in BArch R901/12897, pag. 2
- 130 Frelinghuysen to Bingham, June 11, 1884 (N.A.M.77, Vol.3, No.827).
- 131 「十七年七月二十四日付仏国公使ノ覚書訳文」(前掲『条約改正』第二巻、一一八号付属書、三三九頁)。
- 132 Messrs. Cocking & Co. to Plunkett, June 17, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 2 in No.129)

末木孝典「司法省顧問カークウッドと明治政府」(『日本歴史』第七五九号、二〇一一年)、五七頁:

133

- 134 Plunkett to Kirkwood, June 26, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 3 in No.129)
- 136 135 Kirkwood to Plunkett, July 4, 1884 (F.O.262, Vol.429, No.102). Granville to Plunkett, January 11, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.10)
- 137 Plunkett to Messrs. Cocking & Co., July 7, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 5 in No.129).
- 138 「キルシー、アデー」会社及英吉利国「ワーゲン、フレー」「ヘンネッシ」両会社商標贋造一件」 明治十七年七月二十一日付井上外務卿宛英国公使書簡訳文(外務省外交史料館蔵「長野県平民堀田善助仏蘭西国 (第四門第一類第四
- 139 Plunkett to Granville, October 9, 1884 (F.O.46, Vol.315, No.177).

項第十五号)。以下、「キルシー、アデー一件」と省略)。

- 140 Plunkett to Granville, August 1, 1884 (F.O.46, Vol.314, No.128)
- 141 Plunkett to Granville, July 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.85)
- 142 Yokohama Handelsbericht für 1884 (BArch R901/12897, pag. 23-24)
- 143 Dönhoff an Bismarck am 12. Juni 1884 (BArch R901/12897, A. Nº 28, pag. 2-3).
- 144 Ibid
- 145 Ibid
- 146 Yokohama Handelsbericht für 1884 (BArch R901/12897, pag. 23-24)
- 147 Notiz ad II.6863, am 7. August 1885 (BArch R 901/12897, pag. 22), V. zu II. 459 (BArch R 901/12897, pag. 24)
- 148 Bingham to Frelinghuysen, June 21, 1884 (N.A.M.133, Vol.50, No.1878).
- 150 149 明治十八年十二月十四日付米国公使宛井上外務卿書簡 Hubbard to Inouye Kaoru, November 20, 1885(前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一巻 (前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一巻)。
- 151 Hubbard to T. F. Bayard, March 19, 1886 (N.A.M.133, Vol.54, No.128)
- 152 Ibid.
- 153
- 明治十八年八月三日付米国公使宛井上外務卿書簡 (前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一巻)。

- 155 Tricou à Inouyé Kaoru, 9 Février, 1883(前掲「専売特許商標登録関係雑件」
- (运) Inouyé Kaoru à Tricou, 13 mars, 1883 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 52)
- (运) Tricou à Challemel-Lacour, 12 Avril, 1883 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 52)

Viel-Castel à Challemel-Lacour, 29 Juin, 1883 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 55)

158

- 159 160 an Bismarck, am 4. Mai 1885 (BArch R901/12897, Nº 41, pag. 12)) として、その問題点を指摘したのみで、それ以 ものであった。専売特許条例に対しては、唯一、デーンホフ独公使だけが、「文明国家の特許法の原則に基づいてお 外の欧米諸国の公使は、特に大きな関心を示すことはなかった。こうしたことからも、商標条例に対して、欧米諸国 独特許法による影響は明白」と一定程度評価しながらも、「形式的手続に関する規則には欠陥がある」(Dönhofl 商標条例に対する欧米諸国の反応は、翌明治十八(一八八五)年四月に布告された専売特許条例に比べて大きな
- 161 属書、三四五頁)。 「明治十七年八月四日各国公使へノ覚書 英政府覚書ニ対スル我意見書」(前掲『条約改正』第二巻、一一九号付

一八八四年八月五日付井上外務卿宛英国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二巻、一二〇号一、三六一頁)、一

は少なからず関心を寄せていたことがうかがえよう。

- 163 年八月七日付井上外務卿宛米国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二巻、一二〇号四、三六四―三六五頁)。 八八四年八月五日付井上外務卿宛独国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二巻、一二〇号二、三六二頁)、一八八四 明治十七年八月八日付井上外務卿宛仏国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二巻、一二〇号の五、三六六頁)。
- (폴) Plunkett to Granville, July 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.85).
- (鱼) Sienkiewicz à Ferry, 3 Août, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 38.).
- (室) Plunkett to Granville, July 31, 1884 (F.O.410, Vol.22, No.85).
- (运) Sienkiewicz à Ferry, 3 Août, 1884 (C.C.C.,Tokyo, Vol.3, N° 38)
- (選) Sienkiewicz à Ferry, 3 Mai, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.3, N° 22)

明治十七年八月十日付吉田清成宛井上馨書簡(京都大学文学部国史研究室編

169

書翰篇

『吉田清成関係文書一

答文は以下の通り。これにより、

- 170 (思文閣出版、一九九三年)、一〇一頁)。 明治十七年八月十二日付吉田清成宛井上馨書簡
- 1 (思文閣出版、 一九九三年)、一〇二頁)。

(京都大学文学部国史研究室編

『吉田清成関係文書

171 172 明治十七年八月十三日付井上馨宛吉田清成書簡 明治十七年八月十五日付仏国公使宛井上外務卿書簡 (国立国会図書館憲政資料室蔵「井上馨関係文書」)。 (前掲『条約改正』第二巻、 一二一号、三七二頁)。

井上は吉田の提案通りに返答したことが分かる。

諸件ハ通商条約訂結ノ後ヲ待テ商議セントスルノ主意ニシテ敢テ此緊要ノ問題ヲ等閑ニ付スルノ次第ニハ無之候」 遅延セシムルノ恐アルベストノ義英政府ノ意見ニテ我政府於テモ尤ノ事ト存候付他各国公使ニ於テ御同見ナレバ此等 一工業上ノ所有権保護ノ儀ニ付テハ今般此等ノ事項ヲ評議セシトスルトキハ為メニ通商条約全体訂結ノ期ヲ意外ニ

174

明治十七年八月二十一日付井上外務卿宛仏国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二巻、

一二二号、三七四頁)。

Plunkett to Granville, September 13, 1884 (F.O.46, Vol.314, No.157)

173

- 175 Kirkwood to Plunkett, September 11, 1884 (F.O.262, Vol.429, No.139)
- 176 Ibid.
- 177 Messrs. Cocking & Co. to Plunkett, August 5, 1884 (F.O.46, Vol.314, Inclosure 1 in No.157)
- 178 Plunkett to Granville, September 13, 1884 (F.O.46, Vol.314, No.157).
- 179 Plunkett to Granville, September 18, 1884 (F.O.46, Vol.315, No.160)
- 180 明治十七年九月三十日付英国公使宛井上外務卿書簡(前掲「キルシー、アデー一件」)。
- 181 Plunkett to Granville, October 9, 1884 (F.O.46, Vol.315, No.177)
- 182 Robertson to Plunkett, November 5, 1884 (F.O.262, Vol.426, No.81)
- 183 明治十七年十一月七日付外務卿代理吉田清成外務大輔宛英国公使書簡訳文(前掲「キルシー、アデー一件」)。
- |明治十七年八月二十三日付商標模造者堀田善助取調上申書」(前掲「キルシー、アデー一件」)。

184

- 185 Lane, Crawford & Co. to Robertson, November 5, 1884 (前掲「キルシー、 アデー一件」).
- 明治十八年二月十一日付井上外務卿宛英国公使書簡訳文(前掲「キルシー、アデー一件」)。

書翰篇

返

- 187 Ferry à Sienkiewicz, 16 décembre, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, Dépeche Télégraphique)
- 188 Sienkiewicz à Ferry, 18 décembre, 1884 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, Nº 48 Post-scriptum)
- 189 Sienkiewicz à Ferry, 28 février, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 53)
- 190 明治十八年三月九日付井上外務卿宛仏国公使書簡訳文(前掲『条約改正』第二巻、

一二五号、三七八頁)。

192 191 明治十八年三月十四日付仏国公使宛井上外務卿書簡(前掲『条約改正』第二巻、一二六号、三八〇頁)。 「商標保護条約案訳文」(前掲『条約改正』第二巻、一二五号付属書、三七九頁)。

193

194 「明治十八年四月二十五日井上外務卿ヨリ各国公使へ内示シタル英文草案」(前掲『条約改正』第二巻、一三三号 四〇三頁)。

明治十八年四月二十一日付仏国公使宛井上外務卿書簡(前掲『条約改正』第二巻、一二七号、三八〇頁)。

- 195 Sienkiewicz à Freycinet, 24 Juillet, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 60)
- 196 明治十八年五月二十二日付英国公使宛井上外務卿書簡 (前掲「キルシー、アデー一件」)。
- Plunkett to Inouye Kaoru, June 3, 1885(前掲「キルシー、アデー一件」)

明治十八年十二月十四日付米国公使宛井上外務卿書簡(前掲「特許意匠商標ニ関スル帝国法制」第一巻)。

199 Memorandum (F.O.410, Vol.23, Inclosure 12 in No.32).

198 197

- 200 Sienkiewicz à Freycinet, 24 Juillet, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 60)
- 201
- 202 Sienkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, Nº 75)
- 203 Sienkiewicz à Freycinet, 24 Juillet, 1885 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 60)
- 204 Sienkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, Nº 75)
- 205 Holleben an Bismarck, am6. Dezember 1887 (BArch R901/12897, Nº 138A, pag. 4447)
- 206 Sienkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, N° 75)
- 207 208 Plunkett to Inouye Kaoru, October 27, 1885(前掲「商標偽造関係雑件」 第一

Robertson to Plunkett, October 26, 1885 (F.O.262, Vol.447, No.87)

- 209 問 問調書」 (前掲 商 標偽造関係雑件」 第一
- 210 明 沿治十 -八年十月三十一日 付英国公使宛井上外務卿書簡 (前掲 商標偽造関係雑件」 第 卷)。
- 212 211 明 眀 ·治十八年十二月二十二日付西郷従道農商務卿宛井上外務卿書簡 治十八年十月三十一日 付大迫貞清警視総監宛井上外務卿書簡 (前掲 「商標偽造関係雑件」第一巻)。 商 標偽造関係雑件」 第一

(前掲

第一

- 214 213 明 明 治十八年十二月十四日 ?治十八年十月三十日付大迫貞清警視総監宛鳩山和夫外務省取調局長書簡 付井上外務卿宛大迫貞清警視総監書簡 (前掲 「商標偽造関係雑件」 (前掲 「商標偽造関係雑件」 第一卷)。
- 216 215 明 治十八年十二月二十七日付井上外務大臣宛谷干城農商務大臣書簡 治十九年 一月十八日 付英国公使宛井上外務大臣書簡 (前掲 「商標偽造関係雑件」第一巻)。 (前掲 「商標偽造関係雑件」 第一

明

217 明 治十八年十二月一日 付山縣内務卿宛建野郷三大阪府知事書簡 (前掲 「商標偽造関係雑件」 第一

巻)。

- 218 219 知致シ置キタリ 造関係雑件」 明 明 >治十九年六月十八日付銀林綱男東京府大書記官宛鳩山和夫外務省取調局長書簡藤田四郎下ケ札 治十九年 第一巻)には、 月十四日 明治十九年六月十九日 付 「本件ハ英国ピヤース社製造名石鹸用商標偽造差止 建野郷三大阪府知事宛山縣内務大臣書簡 藤田四郎」と記述され、 この事件の手順に基づいて、 (前掲 「商標偽造関係雑件」 一件ト同様ノ指令ヲ以テスヘ 後に発生した同様の 第一卷)。 (前掲 キ旨通 商標偽
- 220 明治十九年二月二十六日付井上外務大臣宛小松原英太郎臨時代理公使書簡 前掲 「商標偽造関係雑件」 第 巻)。

商

標偽造事件も処理されたことがうかがえる。

- 221 明 沿治十 ·九年五月四日付建野郷三大阪府知事宛浅田徳則外務省通商局長書簡 前 揭 商標偽造関係雑件」 第 巻)。
- 222 明治十九年五月十五日付浅田徳則外務省通商局長宛建野郷三大阪府知事書簡 (前掲 商標偽造関係雑件
- 223 Plunkett to Granville, January 20, 1886 (F.O.46, Vol.343, No.10)
- 224 Messrs. A. & F. Pears Co. to Rosebery, March 20, 1886 (F.O.46, Vol.356, p.35)
- 225 Plunkett to Granville, January 20, 1886 (F.O.46, Vol.343, No.10)
- 226 Plunkett to Inouye Kaoru, September 20, 1886 (前掲 「商標偽造関係雑件 第
- 明治十九年十月四日付英国公使宛井上外務大臣書簡 (前掲 「商標偽造関係雑件」第一巻)。

- 228 Plunkett to Salisbury, March 16, 1887 (F.O.46, Vol.366, No.66)
- 例えば、The Trade-mark Owner's Mutual Protection Association to Salisbury, January 29, 1887 (F.O.410 Philip Currie to Plunkett, May 18, 1887 (F.O.262, Vol.572, No.49)
- Vol.25, No.25), The Low Moor Iron Company to Villiers Lister, February 4, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.29)
- Reginald W.Barker to Foreign Office, December 28, 1886 (F.O.46, Vol.359, p.207).
- The Trade-mark Owner's Mutual Protection Association to Salisbury, January 29, 1887 (F.O.46, Vol.375, pp.92-
- (劉) Currie to the Trade-mark Owner's Mutual Protection Association, February 5, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.30)
- (懿) Lührsen an Bismarck, am12. Januar 1886 (BArch R901/12897, № 9, pag. 25-27).

Villiers Lister to the Low Moor Iron Company, February 8, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.31).

- Vermerk von fremder Hand; Lührsen an Bismarck, am20. September 1886 (BArch R901/12897, Nº113, pag
- (瓷) Notiz (BArch R 901/12897, pag. 31)
- しかし、この後、急速に日本の工業力が向上するにつれて、ドイツのこうした評価は、日本の明らかに膨張した
- ととしたい。 1889 Nº147 (BArch R 901/12897, pag. 97-99))、修正を余儀なくされることになるが、これについては稿を改めるこ 工業力に対して安全である独産業界はほとんど存在していないとして(Anlage 1 zum Bericht vom 17. September
- 前揭五百旗頭 『条約改正史』、二二七—二二八頁。
- 240 「改正条約草案(明治十九年ノ分)」(外務省外交史料館蔵「井上外務大臣時代条約改正問題」(第二門第五類第 Draft Revised Convention (F.O.410, Vol.24, Inclosure 1 in No.20). 第四ノ上」))。
- (図) Amended Draft Revised Convention (F.O.410, Vol.24, Inclosure 2 in No.30) 修正版第七条は以下の通り(イタリック体は原文)。明治十九年五月井上案(英語版)では、"the country of its

項第五—八号)第二巻(「条約改正問題

origin"と表記されていた箇所が、修正版では、"this country for native trade-marks"と、 (日本語版)に則した内容に修正されていることが分かる。 明治十九年五月井上案

ARTICLE VII

Japanese subjects shall enjoy in The High Contracting Parties agree that with regard to trade-marks. , the same protection as native subjects subjects shall enjoy in Japan and

the Laws and Regulations of the country in which such record is made the other, must be recorded at the proper office, in conformity with the conditions and formalities prescribed by The trade-marks in which the subjects of one of the two countries may wish to secure the right of property in

(涩)「明治十八年四月二十五日井上外務卿ヨリ各国公使へ内示シタル英文草案」(前掲『条約改正』第二巻、一三三号 country of its origin, it shall be equally free to all in the other country the law of this country for native trade-marks. If a trade-mark has, however, become public property in the The exclusive right to use a trade-mark in the other country cannot exist for a longer period than that fixed by

別録、三九九―四〇〇頁)。明治十八年四月井上案第五条は以下の通り。

71V 1.V.

for every violation thereof they shall be liable to trial and punishment. Local, and Police Regulations issued by the Japanese Government are binding uponsubjects in Japan, and that observe and obey the general law of the Empire; and it is further understood and agreed that the Administrative It is understood and agreed by the High Contracting Parties thatsubjects in Japan are under obligation to

arrested by the Japanese Authorities and transferred to the custody of the nearest tribunal of his country, to be or both. If the offense is of such a nature as to entail punishment in excess of these limits, the offender may be the offender, provided the punishment of the offense does not exceed a fine of 30 yen, or imprisoment for 10 days, already open by treaty totrade and residence, the Japanese Courts shall have jurisdiction to try and to punish In all cases of infringement of the said Regulations bysubjects in any part of Japan, except at the ports

dealt with in accordance with the provisions of the Regulations he has violated

Administrative, Local, and Police Regulations shall belong to the Japnese Government All fines, penalties, and forfetitures incurred bysubjects on account of the infringement of Jpanese

- 243 Sienkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, Nº 75)

244

245 明治十九年十月二十五日付吉田清成農商務次官宛米国公使書簡訳文 (前掲「専売特許商標登録関係雑件」 第

247 246 防制』等が挙げられ、この「保安警察即チ公衆ノ安寧ニ関スル危害防制」には、裁判権実施規則案第一条において、 「公衆ノ安寧及ヒ静謐ヲ害スル出版上ノ犯罪ニ関スル事」が含まれると規定されている。 明治二十年二月三日付井上外務大臣宛吉田清成農商務次官書簡 明治十九年五月井上案第八条では、 外国人にも適用されるものとして、「保安警察即チ公衆ノ安寧ニ関スル危害 「専売特許商標登録関係雑件」第

(前掲

第八条

明治十九年五月井上案第八条と裁判権実施規則案第一条は以下の通り。

締約両国ハ左ノ事項ヲ相約定ス

目的ヲ有スルモノハ、条約中下ニ掲クル条款ニ循拠シ在日本、、、人民ニ適用スルモノトス 日本内国行政ノ為メピニ其政府ヨリ発布シ或ハ向後発布スヘキ成文律ニシテ外国人ニ適用スヘキ性質及ヒ左ノ

更 保安警察即チ公衆ノ安寧ニ関スル危害防制

山林、 鉱業、 鳥獣猟、 漁業、 日本国内海陸 「ノ回漕、 通運、 港湊警察及ヒ難破船 二関スル事項

裁可若クハ許容シタル流通為替及ヒ公衆ノ信用ニ関スル諸制度若クハ媒介物ニシテ其

占有若クハ使用ハ行政規則循拠スヘキモノ

日本政府ニ於テ創立、

以下略

裁判権実施規則案

、条約第八条第一項 (甲)ニ所謂安寧警察トハ左ノ諸件ニ関シ政府幷ニ相当行政官ヨリ発スル法律規則ヲ包含ス

略

(乙) 略

二、以下略

 $\widehat{\mathbb{I}}$

略

(丙)公衆ノ安寧及ヒ静謐ヲ害スル出版上ノ犯罪ニ関スル事

項第五—八号)第二卷(「条約改正問題 第四ノ上」)))。

248 四一三八五頁)。 明治十八年六月十三日付三条太政大臣宛井上外務卿山田司法卿書簡 (前掲『条約改正』第二巻、一三〇号、三八

(「改正条約草案(明治十九年ノ分)」 (外務省外交史料館蔵「井上外務大臣時代条約改正問題」 (第二門第五類第

249 Sienkiewicz à Freycinet, 12 Janvier, 1886 (C.C.C., Tokyo, Vol.4, Nº 75)

250 Ŧį. 四七二—四八一頁)。 「明治十九年六月十五日第六回会議ニ提出セラレタル英独合案条約書」(前掲『条約改正』 第二卷、一四七号別録

251 前掲『会議録』、一〇六六頁。

252 前掲『会議録』、一〇六九頁。

253 Memorandum by Plunkett, July 10, 1886 (F.O.410, Vol.24, Inclosure 3 in No.52).

254 Plunkett to Salisbury, April 5, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.116).

255 Clive Parry (ed.) (1978), The consolidated treaty series, Vol.162, Oceana Publications, New York, p.200.

256 Plunkett to Granville, March 5, 1885 (F.O.410, Vol.23, No.18)

257 Plunkett to Salisbury, July 9, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.200)

258 『会議録』、一○九六—一○九七頁。

前掲『会議録』、一一二二頁。

- 260 して第三条についての協議を行った旨を五月四日付で報告していることから(Plunkett to Salisbury, May 4, 1887) (F.O.410, Vol.25, No.145))、四月二十七日から五月四日前後の間に協議が行われたと思われる。 通商事項取調委員会において第三条が協議された正確な日付は不明であるが、プランケット英公使が英外相に対
- 前掲『会議録』、一一二九頁。
- 262 同右。
- 263 前掲『会議録』、一一三〇頁
- 264
- 265 Plunkett to Salisbury, May 4, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.145) 『会議録』、一一六四頁。
- 267 266 Longmans, Green & Co. to Salisbury, May 18, 1887 (F.O.46, Vol.375, pp.354-356) Salisbury to Plunkett, May 27, 1887 (F.O.262, Vol.544, No.2,
- 268 Note by Currie, May 19, 1887 (F.O.46, Vol.375, pp.356-358)
- 前掲『会議録』、一一二八頁。

作成直前であったことが分かる。 このことから、英公使が表明した日は、 む可き旨の訓令を本国政府より受領せる趣を本委員会に報道せり」(前掲『会議録』、一一二八頁)と記載されている。 調印せる工業所有権保護条約に加盟せしむるのみならず尚又客年中ベルン府に於て調印せる万国版権条約に加盟せし 項取調委員報告書」には、「本書を裁するに当たり大不列顛国委員は日本政府に勧めて千八百八十三年巴里府に於て 英公使が表明した具体的な日付については不明であるが、通商事項取調委員会が七月十二日付で作成した「通商事 既に同取調委員会において第三条の協議が終了した後であり、この報告書の

Commerce and Navigation)には、英公使による先の表明が既に記載されていることから、 No.2))を七月六日に受け取っていることや、七月八日付英外相宛英公使の書簡(Plunkett to Salisbury, July 8, 1887 (F.O.46, Vol.368, No.187))に添付された「通商事項取調委員報告書草案」(Report of Committee on Draft Treaty of また、英公使は、先述の五月二七日付の英外相の書簡(Salisbury to Plunkett, May 27, 1887 (F.O.262, Vol.544 七月六日から同月八日前後に行われた同取調委員会において行われたと考えられる。 英公使による先の表明

- 270 明治二十年七月二十三日付井上外務大臣宛英国公使書簡 (前掲『外交文書』第二十巻、六十九号、二二三―二二
- 271 Salisbury to Plunkett, July 22, 1887 (F.O.410, Vol.25, No.182).
- 272 七一四〇八頁)。 明治十九年一月四日付井上外務大臣宛瑞西国総領事書簡(前掲『外交文書』第十九巻、一七二号付属書二、四〇
- 274 273 一二頁)。 明治十九年二月十九日付黒川誠一郎外務書記官宛井上外務大臣書簡(前掲『外交文書』第十九巻、一七五号、 「明治十九年二月五日付井上外務大臣上奏文」(前掲『外交文書』第十九卷、一七二号付属書一、四○六頁)。 四
- 275 上外務大臣書簡(前掲「文学的、美術的、著作権保護万国会議一件」第一巻))。 井上は、後日、黒川外務書記官に対して再度同様の指示をしている(明治十九年七月二十八日付黒川書記官宛井
- 277 276
- Plunkett to Salisbury, July 24, 1887 (F.O.46, Vol.372, No.4) 明治二十年七月二十八日付英国公使宛井上外務大臣書簡(前掲 『外交文書』第二十巻、七十号、二二六頁)。
- Plunkett to Salisbury, July 24, 1887 (F.O.46, Vol.372, No.4).

278

Plunkett to Salisbury, July 29, 1887 (F.O.46, Vol.372, No.6)

本稿は、特許庁委託平成二十二―二十四年度産業財産権研究推進事業の研究成果の一部を基に大幅加筆したものである。